

第十七回 参議院大蔵委員会會議錄第二号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)午前
十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 西川甚五郎君
小林 政夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
藤野 繁雄君
松岡 平市君
土田 国太郎君
三木 興吉郎君
松永 義雄君
堀木 謙三君
平林 太一君

政府委員

大蔵省主計局長 正示啓次郎君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

説明員

通産省企業局長 記内 角一君
農林省農業経済局長 久宗 高君
局農業保険課長

本日の會議に付した事件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(小林政夫君外十七名発議)(第十六回国會議決)

○参考人の出頭に関する件

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置に関する法律案(内閣送付)

加工をやつたものが貿易業者からの加工ならばフェーバーがもらえる。メーカーからの加工ならばフェーバーをもらえないということは公平の原則を欠くのであります。従つて、貿易業者であらうとメーカーであらうと、同じ輸出物の加工をしたならば同様のフェーバーがもらえるというところに法律の建前においてはやりた。併しトレイス

○説明員(記内角一君) 只今のお話でございまして、私も確かに今御説明がございましたように、輸出業者に直結いたしておりますメーカー、或いは輸出業者からの下請加工業の形で参りますものは今回の措置で恩恵を受けますが、その直結いたさない業者にとつては、その恩恵が与えられないというところにございまして、同じような仕事をやつておりながら片つ方は恩恵がある、片つ方は恩恵がないということになるのは、建前として面白くないという意味合いにおきまして、御提案の趣旨には全く同感でございまして、ただ實際問題といたしまして、下請業者が果して自分で加工しておりますものが輸出になつたものかどうか。或いは輸出になつたものかどうかということについては、認定することが相当困難な場合があるわけでございまして、今御提案者からはわかるものから順次実行するということでお話でございましたが、そういうことでやつて参るのであれば、きまますが、そうでないで一律にやるということになりまして、その辺の判別がなか／＼むずかしいということになりうるかと思つております。尤も与えられまます恩恵が第一次のメーカーについては全額であり、第二次の分につ

いては更に加えて、その加工部門についてだけプラスして免税の恩恵に浴するということになりますれば、まあ第一次の加工業者と第二次の加工業者との間に利害の相反するということもございまして、その辺は一種の証明制度というふうなことで可能になつて来るかと思つたのであります。若しお話のように両者が分け合うということになりますと、第一次の分と第二次の業者との間に利害が必ずしも一致いたしませんので、その間に若干問題が起る。又そうなりますと、税務当局としてこれを判定するの事務上にもいろいろな支障があるというふうなことが想像されるわけであります。併し、いづれにいたしましても、今お話のようにできるものからやつて行くという趣旨でございまして、この点については我々としてもできる限り税務当局とも話し合ひまして、御趣旨のような方向で運用するようにやつて参りたいというふうなことを考へておる次第でござい

○委員(大矢半次郎君) これより第二次の大蔵委員会を開会いたします。租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。通産省から記内企業局長が見えております。

○小林政夫君 私が提案者で租税特別措置法の一部を改正する法律案を出しております。この法案の内容は記内さんは御承知願つておると思いますが、多少字句においてミスプリントがあるので、あとで正誤表を出しますが、趣旨を一応記内さんに了解してもらつたために説明をします。

○西川甚五郎君 ちよつと小林さんに先ず質問したいと思つて、小林さんはこの問題について大変に……実は、この法案は私も発議者になつておりますが、甚だ申訳ない次第でございまして、主にこれは小林さんにおやり頂いておるので、私皆さんの前ではあります。実はこの問題につきましては、小林さんは長期間に慎重に御研究をなさつておるのでありますから伺い

加工をやつたものが貿易業者からの加工ならばフェーバーがもらえる。メーカーからの加工ならばフェーバーをもらえないということは公平の原則を欠くのであります。従つて、貿易業者であらうとメーカーであらうと、同じ輸出物の加工をしたならば同様のフェーバーがもらえるというところに法律の建前においてはやりた。併しトレイス

加工をやつたものが貿易業者からの加工ならばフェーバーがもらえる。メーカーからの加工ならばフェーバーをもらえないということは公平の原則を欠くのであります。従つて、貿易業者であらうとメーカーであらうと、同じ輸出物の加工をしたならば同様のフェーバーがもらえるというところに法律の建前においてはやりた。併しトレイス

加工をやつたものが貿易業者からの加工ならばフェーバーがもらえる。メーカーからの加工ならばフェーバーをもらえないということは公平の原則を欠くのであります。従つて、貿易業者であらうとメーカーであらうと、同じ輸出物の加工をしたならば同様のフェーバーがもらえるというところに法律の建前においてはやりた。併しトレイス

加工をやつたものが貿易業者からの加工ならばフェーバーがもらえる。メーカーからの加工ならばフェーバーをもらえないということは公平の原則を欠くのであります。従つて、貿易業者であらうとメーカーであらうと、同じ輸出物の加工をしたならば同様のフェーバーがもらえるというところに法律の建前においてはやりた。併しトレイス

加工をやつたものが貿易業者からの加工ならばフェーバーがもらえる。メーカーからの加工ならばフェーバーをもらえないということは公平の原則を欠くのであります。従つて、貿易業者であらうとメーカーであらうと、同じ輸出物の加工をしたならば同様のフェーバーがもらえるというところに法律の建前においてはやりた。併しトレイス

するのであります。只今企業局長が言われましたごとく、この法案を實施する場合にできるものからやつたらいだらうというお話であります。が、小林君の頭の構想の中に、どういふ企業ができるものか、できるものに入るといふ業界の分野ですね。これをちよつと聞かせて頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 私もまだ的確にどの企業、どの企業という事は指定はできませんが、まあ金曜日の日に参考人に出られた団体、即ち染色同業会であるとか、或いは毛織の染色整理関係、或いはその織物業者あたりは入るのじやないかというふうに考えます。それから、そのまあ私の接触しておる範圍においては、そういう点、又金屬工業においても余りにもこの加工段階がたさんあつて、今の二次加工、三次加工、四次、五次というふうなのはむづかしいのであります。まあ二段階くらいだつたらできる。まあ造船、造機関係には相當の加工段階があるようであるが、これも二段階くらいまでは入れ得る。今企業局長の話のあつた第一次メーカーと第二次メーカーとの間に利害が一致しない点がつて参ります。が、どうしても一次メーカーとしては自分のところで全部やつたのだ、一〇〇%仕事をした、そうすればフェーバーがもらえるわけでありまして、そういう点は起つて来るでしょうが、併しその二次メーカー、下請加工業者の加工料をこふ付きにすれば、フェーバーをもらえるということになれば、税収もそれだけ余計に減つて来るし、のみならず、第一次メーカーから第二次メーカーに対して証明をしなければなら

ん、これははつきり輸出物の仕事であるという証明を一次メーカーから二次メーカーに与えるというふうなことでないと、第三者的に納得し得る跡づけにはならないのじやないか、そういうことになる。それがこふ付にはならないのじやないか、自分の一〇〇%の中から或る程度フェーバーを割くということになると、一次メーカーのほうも慎重になりますので、はつきり第三者的に納得のできる証明が、むしろそういう意味においては正確な証明が得られないというふうにも考えられるのであります。

○西川甚五郎君 そこを懸念するのであります。現在小林さんのお話によりますと、この問題は即ち纖維関係の一部にのみ今お考えのようでありまして、もう少し大きなお考え方をお持ち願つて御指導願ひたいと思ふのです。

○小林政夫君 何も纖維だけに適用するという考えでなくて、いやしくも法律だからすべての企業で該當するものについては適用して行こう、と言つておるわけではないので、政令で指定すれば、すべての企業が取上げられるわけでありまして、その法の建前はただこういうことをこの改正をせずに今まで通り輸出業者の下請け、いわゆる商社の下請けならばフェーバーがもらえる、そうでないものは全然もらえないという建前よりは、法の建前から言つてこの私の改正しようとする趣旨のほうが公正な、公平という原則から行けば、このほうが途を開いている、極端に言えば今の企業局長の心配されるようないゆる指示当局もそういう

心配をしておると思ひますが、はつきり第三者的な、或るほどこれは輸出物の加工だというフレーズができるかできないかということが問題なんで、極端にそういうことで指示当局あたりが間違いないという確信が持てなくて、折角こういうふうな改正をして、全然適用業態がないと仮定して零であつたとしても、ちつとも問題ない、今までの法律でフェーバーを受ける人は受けるのですから、これを作つたからといって、今までの人が困るといふ、困るじやない今までの与えらるべきフェーバーには関係はないのであります。で、ですから窓口を開いたけれどもその実行ができなければ、場合によつたら全然指定しないという方法もあるう、それならば何も指定しないということが明らかならば指定する必要はないという御議論もあると思ふのであります。併し私は少くとも二、三の業者は、業態は指定し得るものがあるというふうな考えをしております。一つでも二つでも拾い上げればそれだけ均霑を受ける、延いてはこういうフェーバーを与えて輸出振興をやらうという輸出振興の一助になると思ひます。

○西川甚五郎君 企業局長に伺ひますが、今私が小林君に質問いたしましたので、でき得るといふふうな企業はほかに相當あるのですか。

○説明員(記内角一君) いろ／＼検討いたしておるわけですが、實際問題としていたしまして証明することが相当むづかしいものが多いわけでございます。只今小林委員から御指摘になりました染色整理という方面は、大体これはできるかと思ふわけでありまして、織物になりますと若干問題があるものであります。そのほか例えばこれはまだ検討いたしておりますけれども、クリスマス用のいろ／＼な電球だとか或いは造花だとかというふうなデコレーションを専ら輸出を専門にやつてゐる物を作りますもの下請加工あり、或いはこれの適用ができるものがあろうかと思ふのであります。が、この業態あたりは非常に下請の更に下請になるといふふうな恰好にもなつておりますし、相手がいろ／＼な零細な業者或いは家内工業にも近いようなものが相當ありますので、織物の染色整理のように、はつきりまだ確信を得ておらないというものでございまして、併し場合によりましてはできるものもあるかと思はれるのであります。

○西川甚五郎君 もう一つ局長に伺ひますが、そうすると染色関係であればこの法案がうまく合うということでありませんか。

○説明員(記内角一君) 今までの例といたしまして、大体輸出品は結局染色整理をした上で輸出するといふものも相當ございまして、その場合には染色整理業者のところで梱包荷造りいたしまして、仕向先のマークまで附して引渡しますといふのが大部分になつております。先ずそこに来たものは大部分輸出に振向けられるということにはなろうと思ふのであります。勿論事情によりましては相手のキヤンセル等によつて輸出向けに準備したのに輸出できなくて、内地に振向けるといふこともあり得ると思ひますが、併し一応輸出用のものとして加工業者のところで梱包或いはさつき申上げました宛名まで印刷して、もう船積みまで持つ

て行くといふふうな態勢をとつておりますので、この辺になりますと大体はつきりして参るといふふうに考えております。

○青柳秀夫君 私は毛織の染色整理につきましては、愛知県におりますので、比較的業者にも密接な関係がございまして、一応状況を申し上げまして、皆様方の御認識を得ると同時に、企業局長の特段の御配慮を願ひたいと思ひます。只今もお話のございまして、たように、毛織関係といふのは大体工程が三つになつておまして、もう御承知のことと思ひますけれども、第一は濠州から輸入された毛糸にする工程でございまして、第二には、それを織ることと申します。第三は染色整理と申します。これを仕上げをする工程でございまして、この三つがはつきり分れておるのでございまして。それで、愛知県における生産状況は全国の八割程度に及んでおりますが、殊に染色整理は殆んど愛知県でやつておると言つても差支えない。織るほうは小型の織機で織りますので、業者は農村にもたくさんございまして、愛知県の農村と言へば殆んど中島郡、尾張部のほうでは、毛織業者が農村の中に点在して半分工業であるといふふうな状況を示しておりますが、そういう毛織業者は染色整理はできないのであります。染色整理といふのは相當の規模を持つた業者でないと完全に参りません。例えば私どもが請ております服でも、出来上りといふものは極めて粗雑なものでございまして、見たところ何といふものであります。毛布のようなものでも、まるで麻で織りました何と

ふうな手を打ちたるが傾向にはあろうかと思ひます。

○松永義雄君 紡績業者が染色業者に出す手間とか代金の支払いは、即時でなくて相当長期に亘つて行くというふうな、そういうようなことはないのですか。

○説明員(記内角一君) そういう噂もぼつ／＼聞きますけれども、的確に承知いたしておりません。

○松永義雄君 先ほどお話があつたのですが、造船関係で、まあ殊に下請業者、結局労働者に支払う賃金の問題に響いて来る。造船会社の下請会社に対して支払う時期が非常に長い。そのために下請が非常に困つてゐる。そのことはもう新聞にも書いてあるし、実際には今言つたようにいいのですが、染色業者が支払ひが非常に遅れる。染色業者はお客様さんだからそう怒みもできないでしよう。そういうつたような現象が非常に多いのじやないか、どうなんでしょうか。

○説明員(記内角一君) 一応予想せられますし、そういう話も聞きますけれども、具体的にそれはどうかということになりますと、これは時期にもよりますして非常に資金繰りが一般的に詰つて来るような場合には、紡績が非常に不況なような場合にはそういう声が、最近のように紡績も非常に好調だと言われるときには、そういう声も比較的薄くなつて来るということで、的確なことは時期によつていろいろ變つて来るということでありますが、一般の傾向としては今お話しのような傾向にあるかと思ふのであります。

それから、なお今造船のお話がありましたか……。

○松永義雄君 造船のことはいい。ただ例を引いただけで……。

○土田國太郎君 ちよつと伺います。このフェーバー、恩典に浴するものが、記内さんのお見込みで大体全輸出の何%ぐらいになり得るものか、わからなければしょうがありませんが、そういうような見当はつきませんか。それと、実際において不明というか、どういふものが輸出されていらないというふうなもので、見当がつかんようなものも大分あるのをごいまいしうか。そういうものは仮にどういふものかというところをお気付きの点があつたらちよつと聞かして頂きたいです。

○説明員(記内角一君) 繊維関係は全体の輸出の三割五分から四割近かつたと存じておりますが、そのうちで染色整理部門がどのくらいかと申しますと、大部分が綿が中心であります。これまでは加工賃が一割乃至せいふ二割くらいかと思つております。而も大部分が……、大部分じやありませんが、相当部分が整理加工しないで出しておるものもございまして、実際の全輸出に対する割合ということになりますと、比較的小さいものになつて来るかと思つております。それから繊維以外のものにつきましては、いろ／＼調べておるのでございますが、例えば金属のメッキ、薄板の亜鉛鉄板あたりを輸出するといふふうなことを考えますと、薄板の業者がメッキ業者に賃加工に出すという場合は比較的少く、メッキ業者が自分で板を買つて来て輸出商に売つておるといふのが比較的多いようでございます。薄板業者が賃加工に出

します際は、それをもう一回自分のところに引取つて輸出しておるようでございます。そうなりますと、果して輸出にかけられるものか或いは内需にかけられるものかというところの内容がつかみにくいという場合が相当あるかと思つてございまして、勿論国内向けよりも輸出向けのもを慎重にいひものを輸出するといふ努力の傾向が見られるので、或る程度輸出物じやないかという推測は付こうかと思つてござい

ますが、果して実際の取引になつてそのものが輸出に向けられたということをお願いいたします場合に、税務署のほうでそれを確認する方法がどういふ方法でやつて参りますか、一番いい方法は、その第一次の加工に出した第一次メーカから、この分はこのメッキによつたものであるというところの証明を出してもらふのが一番いいわけでございます。最初に申し上げましたように、そういった参りますとその分だけ第一次メーカの上高から差引かれることになりまして、まあそれだけ第一次メーカとして損をするといふふうな恰好にもなります。従ひまして、この辺の証明関係あたりは的確にかめるかどうかという点が若干問題じやないかと存じておるわけでございます。

そのほかにつきましては、例えば先ほども申し上げました輸出専門に使うクリスマス用の商品といふふうなものにつきましては、まあ輸出商が製造問屋に注文し、製造問屋が更に下請に出しておるといふふうな関係に相成つておるわけでございますが、製造問屋まで現在の法律で恩恵を受けることになつておりますが、それから下の加工業者になつて参りますというところ、これが

場合にによりまして相当もう一回、問屋式な加工業者の場合もありましようし、それからその加工業者自体が比較的小さくて、それから更に下に出すものは内職に近いものが相当あるように思われる。そういった参りますと、この制度をいたしまして三%、いわゆる青色申告でもやつていない限りこういう併し又今申し上げたような証明関係あたりも若干問題になるのであります。従ひまして、この制度の恩恵を受けます際には、加工業者が或る程度経理関係もしつかりしておる、こういう記帳或いは収支の関係あたりがはつきりしておるような、或る程度の企業形態を備えたものでなければこの恩恵を受けることもむずかしいのじやないかという問題もありまして、従ひまして一般の加工業者は相当細かなものが多いといふふうな関係から、實際上指定をいたしまして実効が上らないという面も予想されるわけでございます。従ひまして、今染色の賃加工に類するようなものをいろ／＼検討いたしておるわけでございますが、まあこのほかに例えば陶磁器の絵付け業者といふふうなもの、或いは若干出て来るかといふふうなことを考えておられますけれども、まだ的確なところまでつかんでおらないような次第でございます。

○委員長(大矢次郎君) この法律案につきまして大蔵当局の意見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) この法律案に対する意見につきましては、前国会におきましても我々の考えておるこ

とを申上げていたつもりでございますが、一応それを繰返させて頂きたいと思つております。

我々のほうの立場からいたしますと、どういふふうな恰好をとることが一番輸出奨励として効果があるかという点の一つ、それから同時にそういうことをする場合に、果して事務的によくこれを消化できるかどうか、又同時にそれによつて本間に業者のかたにうまくそのフェーバーが行渡り得るかどうか、こういった問題を順次考えて行かなければならぬかと、こういうふうなふうに思ひます。染色加工のかたが輸出の場合におきましては、注文主であります製造業者のほうにフェーバーが行つてしまひまして、我々のところには来ないから、従つて我々のほうにフェーバーが来るように措置をしてほしいという御要求は、それ自体としては我々も一応御尤もだと思つてござい

ますが、併し先だつての公聴会のいろいろなお話を伺つておきますと、染色業者の立場としては何とか輸出のほうにわたるのではないかと申しますが、メーカがあつたようでございますが、メーカのかたのほうの御意見として、果してそれがわかり得るといふことにならぬかどうかということについても一応意見を聞いて頂きたい、どうも我々のほうの立場からいたしますと、その辺がどうもまだはつきりしておりません。一応加工業者のほうでは輸出のつもりといふことでありましても、果してそれが的確に輸出されるかどうかという点などにつきまして自信がまだ持てません。そんなような意味においてこういう措置をとることが果してどうだろつかという点について未だに多分

の疑いを持つております。結局現在の制度でございまして、加工業者におきますフェーバーをも合せまして、メーカにフェーバーが行つておるわけでございます。或る意味から行きますとフェーバーのほうも、本来加工業者が受くべきフェーバーを受けておるといふことも言えないことはないと思ひます。結局輸出を一番熱心によつて、同時に輸出市場の開拓ということになりますと、何と申しましても輸出業者のかたの御努力を願う、及び輸出業者のかたの直接結び付いておるメーカの努力、こういうことにやはり重点が置かれなければならぬのではないかと、こういうことも一応考えられるわけでありまして、そういたしますと間接的なことになつて加工業者は直接には行きませんが、全体といたしましてフェーバーが与えられるならば、現在の行き方一つの方法ではないだらうか、こういうふうな考え方も持つております。同時に問題が染色加工といつたような狭い範囲でとどまつておりますれば、これも一つの考え方でありますが、その論理を追つて参りますと、どうも一般の下請業者、或いは更にその論理を追つて参りますと、原料供給者といったようなところまで問題がだん／＼拡がつて行くのではないだらうか、そういった参りますと、そういうふうに極端に拡がつて参りますと、これはもう事務的にとてもこなし切れなないと思つております。そうした場合に一体どの段階まではそれを認めるけれども、どの段階から先は認めない、この線が非常に恐らく引きにくいわけでございます。なか／＼そういう点におきまして、まだこの問題は

我々のほうとしまして簡単に事務的に
こなし得るという自信を持つておりま
せんの、折角の御修正であります
が、我々のほうとしましては、まだこ
れを実行に移し、十分効果を得る
という自信を持つておらず、おそれな
いことだけを申し上げさせて頂きた
いと思ひます。

○青柳秀夫君 主税局長に申し上げたい
のでありますけれども、先ほど企業局
長にお話を申上げたのでありますけれ
ども、ほかの業態については私詳しく
存じませんから、これはまあ自分とし
ては不適当で何とも言えませんが、
毛織物についてでございますが、
毛織物というのは、日本でも戦前にお
きましては、むしろ綿を凌駕するくら
いの輸出を日本がやつておつたことは
御承知の通りであります。その商圏と
いうのも単に日本内地でなしに、満州
からインド、或いはヨーロッパまで
も、毛織物の輸出が及んだという事は
事実でございます。国策としても、こ
れはイギリスの品物に負けないよう
に、日本の毛織物の加工と言いますか、
織物を盛大にいたしまして、輸出増進
に当てることを国策として私ははつ
きりきめなければならぬと思ひま
す。非常に今では消極的な考えで、何
か外国に押されて、極く僅かな地歩を
築いておるようと思ひます。けれども
も、これは私は根本的に今の織維状況
から言ひまして、或いは化繊のような
ものが出て来ましたが、業態は違つ
ておりますけれども、併しやはり日本
の伝統的な技術を活かしまして、こ
れで内地は勿論、海外に向つても、毛織
の品物を広く輸出することが、貿易増
進の一つの根幹であるというふうに確

信しております。その意味におきまし
て、毛織の業態を検討いたしますと、
ほかの業態とは違つて、先ほど申
上げましたように、羊毛を糸にいたし
まして、次にこれを織る。次に染色加
工する。その染色加工というの、毛
織においては特殊な技術でありまし
て、この表にもありますように、殆
んど八割程度は愛知県でやつておるわ
けであります。これは糸にするのは大
企業家でありまして、それから織るの
は極く小規模でもできるわけでありま
す。柄等がいろいろ変化いたしますの
で、愛知県では大都市でなしに、農村
でも極く五合十台でやつております。
又相対的に柄と言ひますか、いろ／＼

その時に合うものを作つております
が、加工する、染色するといふ点が、
毛織の結局海外と競争するそれをきめ
る極めて重大なところでありませう
けれども、これは業者の数が少いのであり
ます。これはほかの業態と違ひまし
て、立派な技術が要りますために、中
でもつやきんというものが日本で一番で
あります。つやきんのマークの入つた
毛織物というのは、どこでも第一等品と
して全然問題なしに取扱われておりま
す。つやきん以外のところがそれに準
じておりますけれども、ところが、ま
あ例を申しますと、ちよつとおかし
くなりまして、女がお化粧するよう
なものであります。そのお化粧如何に
よつて、非常に立派になるものであり
ます。織物というものは如何に柄が良くて
も、極めて毛織というものは妙なも
のでありますけれども、これを整理いた
しますときれいになりまして、いわ
ゆるロンドン・シユランクと言ひま
すか、全くどこへ出して恥しくないよ

うな、立派に収縮して伸び縮みがない
ようになつて参りますし、すべて
が取扱貿易業者についても安心して
やれる。又それを需要する個々の消費
者においても、この種のものなら大丈
夫であるといふところにまで至るわけ
でありますけれども、それがやはり全
国どこでもできるかという、やはり
一つの技術がありまして、ここにあ
ります業者が大体やつておるわけであ
ります。そういうわけでありまして、
で、いろ／＼の関連はありますし、殊
にこれは織物だけに、ほかの造
船なり幅は狭まりますけれども、併し
織物、殊に毛織を日本の貿易として振
興させるには是非一つ染色加工業者
にも恩恵を与えて頂きたい。この恩恵が
ありませんと、染色加工の人のいろ
んな点が非常に不利になると思ひま
す。工場に行つて見ますと、そこで
加工しているのに少しの傷がありまし
ても、ちよつとした傷があつても、そ
れはオミットしなければならぬ。丁
度紙の工場に行きますと、少しの傷が
あつても、大きな紙をそのまま捨てて
おります。王子製紙の工場でもそうで
あります。それは一つ傷がありますと
クレームがつきまして、全体でこんな
厚い品物が全部クレームで、非常に取
引がむずかしくなると同様に、非常に
綿密に女の工員が細かい点まで注意し
てやつております。これは御覧になつ
たかと思ひますけれども、そういうふ
うにやつて日本の信用を高めて行くに
はどうしてもこの染色加工業者とい
うものを十分に政府でも御指導願ひま
すと同時に、一面これに対する奨励とい
うことが必要であります。それ故に私
は今度の法案が非常に幅の広い法案で

ございまして、大蔵御当局としては
他の関係からいたしまして、今お話の
点もよくわかるのでありますけれども
も、何とか積極的にこの織物、殊に毛
織については御考慮願つて、これな
ら尤もである、又ほかの輸出業者との
関係も円満に行く、これは話合がつく
と思ふのであります。輸出業者も染色
加工のほうにうまうま行かなければ輸出
が實際できないのであります。そうい
う点から言ひまして、何とかこれを取
上げて頂きたいというのが私の希望で
あり、又特に御考慮願ひたい点で
ございまして、どうか非常にこの法
案は幅は広くなつておりますけれども、
小林さんのお説のように一つ／＼具体
的に取上げて検討してお進め願ひま
す。と貿易増進になるのじやないか、私
はかように思ひますので、特に御配慮
を願ひたくお願い申し上げますので
あります。

○小林政夫君 私も趣旨は青柳委員と
同様の趣旨で、やはり染色加工とい
うものは毛織或いは絹織物、絹織物にお
ける輸出の死命を制するものである。
このできばえによつて輸出が出るか出
ないかというふうなことになる。それ
から主税局長にはこの前の国会にお
いていろ／＼質疑応答をし、とにかく研
究をさせてくれといふことで別れたの
であります。恐らく私は今の答弁だ
とその後研究しておらん、税制調査会
等があつて忙しかつたかも知らんが、
研究しておらん。言われることは全く
一歩もこの前から出ておらん。一つ企
業局長とも十分打合せられて、今の青
柳さんの最後の結論のように踏切つて
もらいたい、やるということである方
法を研究されればいいので、とやかく

申しませんが、智恵は出ますから、ど
うぞ踏切るといふことにお願ひをし
たい。

○委員長(大矢半次郎君) 企業局長に
お伺ひしますが、先ほど主税局長が染
色加工業者の意見を当委員会に開かれ
たが、一方においてメーカーのほうの
意見も聞いてもらいたい、こういうこ
とでしたが、企業局長はメーカー側
についてはどういふふうな考えを持
つておりますか。

○説明員(記内角一君) 紡績側として
も恐らく余り好んでいないだらうと思
ひますが、先ほど申し上げておりますよ
うに一応立証し得る、加工業者として
は自分のところで注文を受けたものを
輸出検査を受け、更にこれを包装して
輸出先のマークまで打つて港まで発送
するといふような事務をやつておりま
すので、そういうものは大体輸出し得
るものだといふことを立証し得る根拠
を持つておるわけでございます。従
いまして、第一次メーカーに對しまして
これに対する証明書を要求し得る立場
にあるといふふうなことで、更にそれ
があと輸出に向ける予定であつたが、
それを国内に振り向けたといふこと
になりますと、今度は第一次メーカー
がそれを立証するような立証責任を持
つといふふうな立場になつて参ります
ので、染色業者についてはこの辺のほ
うのいさかいは比較的少ないのではない
かといふことが考えられるわけござ
います。そういう意味で第一次メー
カーには又いろ／＼な意見もあるよう
であります。この辺までは一応証明
自体としてはでき得るのじやないかと
いう感じがいたす次第でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 自転車とか

ミシンについては、どういふふうになつておりましたか。

○説明員(記内角一君) この法律案はいわゆるそのものを加工に出すということになつておりました、いわゆる加工されるものを第一次メーカーから第二次メーカーに渡しまして、それに或る工作を加えるということになつております。自転車とかミシンは大部分がいわゆる下請と申しますか、外注と申しますか、下請の業者が自分で材料を買つて来て造つたものを、第一次メーカーが買い集めてこれを組立てるといふ作業をいたしてあるわけでございます。勿論中には第一次メーカーが鋼材その他を手に入れたまゝこれを支給して賃加工させる部分もございまして、けれども例外でございまして、大部分は下請業者自身が製造してそのものを製造したものを第一次メーカーに売り渡すといふふうなことに相成つております。従いまして今度の法律の内容につきましては、このものは入らないことになつておるわけでございます。ただそこまで掘ればどうかという御意見ならばこれは又別でございまして、現存の建前から参りますと、そういういわゆる普通の下請というものにつきましては、実は下請と言いつながら注文生産という恰好になつておまして、売買の關係でございまして、加工という關係にはならないかと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下さい。

本法案につきまして適當な機会にメーカーを参考人として呼んで意見を

聴取することに御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

なお人選、日時等は委員長に御一任願ひます。

なお、森下委員からの申出もありまして、株主相互金融について民間側の意見を聴取したいと思ひますが、御異存ございせんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 次は、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案(予備審査)及び昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案(予備審査)を聴取いたします。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今議題となりまして「農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案」につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年年度におきましては、御承知の通り風水害、冷害等が相次いで異常に発生いたしましたため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払が増加いたし、多額の歳入不足を生ずることが予想されるのであります。これがため、昭和二十八年年度において一般会計から差当り八十八億円をこの会計の農業勘定に繰入れ

ることができるとし、又、農業勘定の積立金を昭和二十八年年度における同勘定の歳出の財源に充てるため、その歳入に繰入れることができることとしようとするものであります。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、将来、この会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰入れるべき金額を除き、残額を一般会計に繰戻さなければならぬこととしたしております。

以上が、この法律案の提出の理由であります。

次に、昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案について申し上げます。

特別損害復旧臨時措置法の規定に基づきましてすでに特別損害の認定をいたしました家屋のうち、本年六月及び七月の大水害により緊急に復旧する必要が生じたものにつきまして、本年度内に損害の復旧工事を実施いたすこととし、これがため、その財源といたしまして、この会計の負担において資金運用部から一億二千万円を借り入れようとするものであります。これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ両案について御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願ひます。

○松永義雄君 資料をお願いしたいのですが、今度の農業共済についてどれだけの被害面積があつたか、それか

らその被害の原因、冷害とか或いはいもち乃至二化螟虫であるとか、それからそれに必要な防除機具に対する補助金はどれくらい必要であるか、現在それがどれくらい用意されているか、それから二十八年年度予算における農業及び防除機具に対する補助金額及び補助率、これを一併提出して頂きたいと思ひます。説明でもいいし、資料として皆さんに配つて頂いたら結構だと思ひます。

○説明員(久高君) 只今の資料の御要求でございますが、取りあへずお手許に配つておりますのは、面積、原因を除きまして、金額の面でのくわいになるかというものを配りしてございます。昭和二十八年年度農業共済再保険特別会計農業勘定収支推定額調というものがそれでございます。これに書いてございまして、金額から見ましたそれ／＼の段階の支払がどうなるか、又政府の推定基準見込がどのくらいになるかという資料でございます。お尋ねの面積は別にございまして、これはすぐ調製いたしましてお手許にお配りいたしますが、原因別のはうにつきましては最終の評価がきまつて参りません。現在見ておりますのは、各種の原因が競合いたしました被害の面に現れた数を捉えておりますので、原因別だけは最終支払ができませんと正確なものはお手許にお配りできないと思ひます。なお防除関係の資料の御要求があつたわけでございまして、私担当でございせんがすぐ御連絡いたしますので、その関係の資料をお配りするようになつたと思ひます。

○松永義雄君 その面積について原因が競合してあるからつきりわからな

い、こういうお話なんです、少くとも八月末現在とか九月十五日現在とか、どのくらい被害によつて水稲なり陸稲なり陸稲が被害されておるか、その面積はわかっているのじやないですか。わかっているければ予算面に結論が出て来ないわけですか。この点についてでもあとで資料の御提出を願ひたい。その上で又質問をいたしたいと思ひます。

○岡崎眞一君 今配付されました資料を見ておきますと、毎年不足金が出つて、その処置をい／＼一般会計でやつて、収支バランスを毎年おきめになるときに、バランスの見通しにすべく杜撰があるのじやないかと思ひますが、その見込金額の検討については勿論大蔵委員会ではなく、予算委員会の關係で検討をしていただけるのでしようが、そういうことについてその計画自体の杜撰性が見られる、今年のように特別の災害があつたから、これだけのものをあらかじめ用意しておこうというふうなことであれば、それは保険じやない、明らかに補償金というものがその名前の下に行かれておるといふような考え方もできるのじやないかと思ひますが、それについて当局のお考え方はどうなんでしょうか。

○説明員(久高君) 二十二年にこの制度が発足いたしました以来、累年赤字が出まして、丁度二十七年度が料率改訂期でございまして、そういう問題も織込みまして二十七年以降の料率をきめたわけでございまして、只今お話の出ましたような問題につきましても、この制度全般につきましてもいろいろ問題がございまして、衆参両院

の農林委員会に小委員会ができました。根本的な検討を今並行してやつて頂いておるわけでございますが、ただ計画そのものが自然災害を対象にいたしますので、これを端的に計画化するといふことは非常に困難でございますが、たまたま二十二年以降不足金が累積いたしましたのは、御承知のように、いさ／＼な異常災害が累年重なりまして、ここに揚げましたような数字になつておりますが、二十七年分を見ても頂きますと、特別会計におきましても約三十億近い黒が出ておるわけでございまして、相当大きくバランスをここで回復しておるわけでございます。たまたま本年度はそれこそ以上の災害にぶつたわけでありまして、一応これでは二十年間の均衡を予定して組んでございまして、建前から申しますと一応長期のバランスがとり得るという見込を持つておるわけでございす。なお料率そのものに関しましては、内容につきましましては、過去に出ました不足金の要因も分析いたしまして、更に精密な検討をいたしたいと考えております。

○岡崎眞一君 二十七年分はどこに出てるのですか。

○説明員(久高君) お手許に差上げておられます。二十七年分は、二十七年分分のところ二十八億ほどの黒字が出ておるわけでありまして、

○岡崎眞一君 そうですか。料率を改訂をなすつたのですが、保険料はそれで出たんですか。それとも災害が少なかつたというのですか。

○説明員(久高君) 料率改訂は毎五年ごとに行つておりますが、二十七年分は丁度料率改訂期であつたわけであ

ります。料率も改訂いたしましたと同時に、一般に被害が御承知の通り非常に少かつたので、特別会計のほうでは二十八億の黒字が出たわけでありまして、幸いにして両方から精算してこういふものが出たということですか。

○小林政夫君 私岡崎さんと同じような疑問を持つておるのです。地方に行つても殆んど災害のないところはもうこの保険に入らないと言つていて、今その農林委員会の方で検討されておる方向といふのですか、あなたの承知しておられる範囲においてどういふ方向で改正しようとしておられるか、それを承りたい。

○説明員(久高君) 農民のかたから出ております一般的な非難といひましては、まあ掛金が高いという問題があつたわけでありまして、この点につきましましては二十八年度予算におきまして相当国庫負担を更に増やして頂きましたので、一応解決がついたわけでございまして、もう一つの大きな問題といひましては、災害が若干片寄るわけでございます。勿論長期に見ますと全然災害がないとはいへないのではありませんが、農家のかたから見ました場合に、どうも災害を受けないにかかわらず払わなければならない非難があつたわけでございます。これも本年のようにならぬ万般なく特殊の災害がございまして、……考えて頂きますと、相当農家のかたの感じも違つて参ると考えております。ただ一番根本的な問題といひましては、やはり補償の内容が乏しい。それをもつと充実にしたといたします場合に、農家負担なり国家負担のどつちをどう増すか

という問題が非常にむずかしい問題のように考えられるわけでございます。なお、衆議院並びに参議院のほうで小委員会御検討になつております問題は、それらの問題を全部一応総合いたしまして、この制度のあり方について、丁度五年前の料率改訂期までの実績もだ／＼固まつて参つておりますので、そういう問題から行きまして、農家の非難している事項を、この程度でどこまでこなし得るかという問題を検討いたしたいというところで検討しておられるわけでございまして、いろいろ仕組みが非常に複雑でございますので、個々にはいろいろ考え方ができるわけでございますが、それを如何に体系付けるかというところで作業が若干停滯いたしております。ただ両小委員会におかれましては、最終的な結論という形のものでなしに、どういふ問題を先ず問題にすべきかというところの段階にまだとどまつておるようにならるるわけでございます。

○小林政夫君 一遍参議院の農林委員会御検討されておる点も直接聞きたいと思ひますが、農林委員会の小委員会、この共済保険の問題について検討されておるのはどういうことか聞かして頂きたいと思ひます。小委員会を作つて検討をやつておる、今の研究がどういふふうに進んでおるか聞きたいのです。それが一点。

それから直接この問題ですが、要手当七十億といふのはどういふふうに手当をするつもりであるか。

○説明員(久高君) ここに掲げました数字はまだ水稲、陸稲、夏秋蚕につきます現在災害農家が進行中でありまして、決定的な数字ではないわけでありまして、そこで現在入手し得る限りの客観的な資料から推計いたしまして、大体この程度の支払いになるのじやないか、その場合どの程度政府の再保険金支払いに不足が出るかという数字を出したわけでございまして、勿論最終的なものではございせんから、上下に若干のズレが出るわけでございまして、そこで一応百八十五億と推定いたしました場合に、特別会計の基金が二十五億ございまして、昨年度の剰余の残りが積み立てられております。それが五億ございまして、それにも充當できるといたしますと、そこに八十五億入れて頂ければあと七十億というものが要手当ということになるわけでございます。これはいろいろ財源の關係もございまして、思ひますので、結局融資によつて賄われるという見通しの下にこの数字が組まれておるわけでございます。

○小林政夫君 これは大蔵省主計局のほうにお尋ねするのですが、先ほどちよつと聞いていたかたつたので、松永さんの質問がどうだつたか知りませんが、今まで百三十億をいれると言ひながら、四十五億削つて八十五億、これをいれても七十億に足らない、これを保険なんだから、計算をされて、ちやんと出れば必ず払わなければならぬ、い、そうすると支払保険金というものの算定が今、久高さんの言うようにまだ固つたものでないにしても、当初少くとも百三十億の予算を組んでおつたのが二、三日のうちに八十五億になつた、その差額については七十億まではできないにしても、少くとも四十五億については何とかしなければならぬ、これはどうやるつもりか。

○政府委員(正啓次郎君) 小林委員の御質問の通り原案は百三十億を一般会計から繰入れることになつておつたのでありますが、諸般の事情によりましてこれが八十五億に削られるようになった、法律の建前から言ひまして、これはいづれ繰入れなければならぬことは明白でございます。問題はその時期でございますが、これはできるだけ早く一般会計から繰入れることが正しい方法であらうと考えておるのでございます。併し差し詰めとにかく金融措置といふことでございまして、私どもといたしましてはやはりこの保険の性質上できる限り預金部資金等で先ず金を持つておるわけでございまして、預金部資金の問題につきましては、このほかに御承知のように災害の融資の問題もございまして、これは別に理財局長あたりは只今その検討に當つておられるわけでありまして、場合によりましては、理財局長から申上げると思ひますが、いづれにいたしましても、先ず預金部資金が一番優先的に考えられるのであります。この金融の方法は考えられると思ひますが、農林当局とも十分打合せをいたしまして、今後この円滑迅速な支払いに遺憾なきを期して行きたい、かように考えておるのであります。

○小林政夫君 支払いはまあ何とかやられると私は想像するのであります。が、これは少し予算委員会の論議の上になつて参りますが、まあこれのみならず、ほかのほうでも災害復旧費が足りない起債で賄う、結局、財源は資金運用部資金……どうも資金運用部資

金の金繰りを見ないので、そうく／＼余裕があるわけではなからうかと思ひます。それからこのほか補填するにしても資金運用部資金に対して金利を払わなければならぬ、只というわけではないでしよう。やつぱり四分五厘ですか、払わなければならぬ、そういうふうな利子支払能力がこの特別会計にあるのかどうか、委員長さんから理財局長を呼んで資金運用部資金の金繰りを最近のころを中心として聞きたいと思ひます。やりくりをどうやるのですか。

○説明員(久宗高君) 財源をどうするかという問題については、只今大蔵当局のほうからお話があつたような進行になつておりますが、それとの関連で利子の問題につきましては一応予備金の中での利子を組み立ててお考えを求めます。その場合に財源をどこに求めるかという問題と直接関連があるわけですが、どうなりましたか、一応この数字につきましては処置がつきますように、財源がどうきまるかと関連したしまして、予備金の使用の中にその額を組みたいと考えておるわけでございます。

○小林政夫君 その予備金というのは、これで見ると三十六億八百九十一万四千円、これに相当するといふわけですか。

○説明員(久宗高君) 今の利子のほうは災害関係の予備費のほうであります。あれの中で組むわけでございます。

○小林政夫君 全体の、大蔵省の所管の……、主計局長。

○政府委員(正示啓次郎君) 小林委員の御質問二つあるかと思ひますのでありま

すが、一つは預金部から借入れるにしても利子が要るのじやないか、これが第一点であつたのでありますが、この点につきましては一応特別会計で利子を負担すれば、それだけ特別会計の営業費が殖えるわけでありまして。

第二段は別途の金融措置を講じた場合その金利負担をどうするかという問題と二つあるわけでありまして、保険課長がお答え申上げたのはあとのほうをお答えしたように私は思つておる。即ち仮にいろ／＼やりくりをやつていますが、ぎり／＼のところを市中金融に頼らざるを得ないという場合に、その金利の負担をどうするかという問題になつて参りますと、只今保険課長が申しましたように、災害対策予備費を御承知のように今度殖やすことになつておりますが、従ひまして、この予備費を充てるということもまあ考えられなくはない、こういう意味で申上げたのだらうと思ひます。その場合には無論別途法律措置を要するわけでありま

す。それから前のほうの問題は、これはまあ農業保険のコスト計算をして見ましての上でないとわかりませんが、大体私は従来の予備金から借入れておるのでありますから、その率は普通のいわゆる業務勘定のほうの経費として消化できるのじやないか、こういうふうに一応考えます。

○小林政夫君 ポリユームの問題なんですけれども、まあ今日は突然だから、あとで計算して見ましよう。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御質疑がなければ本日はこの程度にいたしまして、明日は祭日でありますからして、委員会は休みたいと思ひます。明日

後日四日は午前十時から続行いたしますと思ひます。

本日はこれを以て散会いたします。午後零時三十四分散会

【第一号参照】

派遣議員調査報告

第一班は藤野繁雄委員と土田国太郎委員との二名をもつて編成し、九月二十日より同月二十六日まで北陸地方の富山、石川、福井の三県にわたり、県庁、国税局(税務署)財務局(財務部)専売公社、地方局、酒造協会、電力会社、金融機関、商工会議所、繊維協会等においてそれぞれ租税、金融制度及び専売事業等に関する調査を行つた。富山県滑川村においては、大正七年の米騒動の事情等を聴取する等各地において詳細なる実情報告並びに熱心なる要望を受け、極めて傾聴すべき参考意見を聴することが出来た。

以下調査結果の概要について報告する。

A、一般産業経済事情

北陸地方はいわゆる寒冷多湿地帯と称せられるだけに、古来より早稲の産地として知られる農業と絹、人絹織物が産業の中心をなしてゐる。しかし、富山県においては近年、水力発電事情の発展に伴ひ、化学肥料、鉄鋼、紡績等わが国有数の工業県たる性格をもち、電気化学工業としては全国一を誇る立場にあるに反し、石川県、福井県は絹、人絹織物工業及び機械製造業が産業の母体となし、この業界の盛衰並びに米作の良、不作が当地方の経済を左右す

る要因を形成している。従つて、本年度の如く、天候異常、風水害等にによる被害は平年作をはるかに下廻る生産高が予想され、又絹、人絹織物業界も糸高製品安という不利な採算条件によつて、当地方の経済情勢は概して芳しからぬ現状に置かれてゐるものと思はれる。

B、租税に関する問題

今般の調査においては地方制度調査会の答申事項についても若干意見の聴取を行つたので、国税のみならず、地方税についても触れることとする。

一、租税の徴収状況

金沢国税局管内(富山県、石川県、福井県)は全国比一・五%(昭和二十七年)の収納割合をもつ比較的小規模のものであるが、納税成績は従前より良好であり、昨年度収納実績は九十二・三%を挙げ、本年八月末の収納実績をみて既に六八・九%の収納割合を示し、全国でも一、二位の好成績をもつもので、本年度の収納達成目標は九十五%といわれている。

二、滞納状況

本年度七月末現在における滞納状況は過年度分、本年度分を合計して要処理分一五億

四、四〇〇余万円(九三、九〇六件)、処理済滞納分七億二、一〇〇余万円(三三三、三三九件)、整理済滞納額三億九、一〇〇余万円(三一、八二五件)で差引未整理滞納額は四億三、〇〇〇余万円(二八、七四二件)である。

なお、滞納原因について当局の行つた実態調査(年間所得百万円、法人個人の滞納者六十七人を対象とする)によれば生活費に転用したものが最も多く二八・四%次いで事業拡張のため流動資産に転用したものが二五・三%、医療費に転用一六・四%事業拡張のため固定資産に転用したものが一四・九%損失補てんに使用、ぜいたくのため生計費への転用、災害盗難、復旧のための借入による負債の返済に転用となつてゐる。

三、業種別、所得階層別課税状況

昨年度において、課税人員は八万六千余人、課税所得額は一九二億余円で所得区分では十二万円超三十万円以下の階層が過半数を占め、このうち営業業所得は全体の五十五%を占めてゐる。

区分	総所得金額		このうち営業業所得	
	人員	割合	人員	割合
八万円以下	二七六	三	一七九	四
三万円	八七五	一〇	九八六	一
二万円	三二四	四	二六六	三

計	八、八二九	一〇〇、一九三、八四〇	一〇〇	四、四八二	一〇〇、一〇六、〇〇五	一〇〇
五〇万円	三、三二〇	三、三六六、五〇〇	元	三、三二〇	三、三六六、五〇〇	元
五〇万円	八、三三〇	一〇、一四四、〇〇〇	元	八、三三〇	一〇、一四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元
五〇万円	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元	三、六三〇	三、八四四、〇〇〇	元

- (3) 農業所得標準率算定の実情
- (1) 稲作所得
前年産稲作は大凶作で、割七分の減収となり、農業所得の算定は非常に困難が伴ったが、次の方法によつて所得標準を作成している。
- (2) 稲作反収を基本とし、実際の経費を控除する
前年作所得標準を作成し、前年作反収に對する事後割当量との比を加味した前年作適用所得標準を作成した。
- (3) 実収量が前年取量に達しない分については、その分だけ控除するための
- (4) 減算所得標準を作成し、受給共済保険金を控除する適用減算所得標準を作成した。
- (5) 前二項の組合せについては事後割当量(供出割当量プラス規定保有米量)を基礎として(4)の標準を適用して算出された前年作所得額より、農業共済組合の査定減収量に(4)の標準を適用して算出された減算所得額を控除して各人別の稲作所得を算出した。即ち、所得標準適用地区ごとに次の通り作成する。

- (1) 前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
- (2) 前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
- (3) 前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
- (4) 前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
- (5) 前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収
前年作反収 = 前年作反収 / 前年作反収

反当り賠償金 一定金額 反別 所得
(A) 反当り賠償金 一定金額 反別 所得
(B) 反当り賠償金 一定金額 反別 所得
(C) 反当り賠償金 一定金額 反別 所得
(D) 反当り賠償金 一定金額 反別 所得

区分	人員	課税額	計を一〇〇とした指数	実調件数
A	人員	課税額	二〇以下	人員
B	人員	課税額	三〇以下	人員
C	人員	課税額	五〇以下	人員
D	人員	課税額	七〇以下	人員
E	人員	課税額	七〇超	人員

(1) 申告指導の実績
申告指導は調査額に基づく「お知らせ」をなし、個別に面接し具体的な指導を実施するほか、(お知らせ)の希望者は八十三%のぼつていて、誠実と認められる一部の納税者については「お知らせ」の方法をとらず、特別申告指導により正確な所得を申告するようできるだけ信頼出来る納税者を育成する主旨で指導している。

(2) 指導実施は二月二十日より開始して三月十六日まで継続実施し、この期限内に少くとも二回の面接指導を

いる関係上さらに寒冷地としての特別な取扱は行っていない。

営業・庶工業実額調査の実情
昨年度の実額調査は課税人員の十八%、課税額の二十九%が実施されている。

なお、実額調査をしなかつたものについては簡易実額調査を実施している。

—

控除額の引上げには基礎控除を中心とし、五人家族で年所得三十万円程度が免税となるよう諸控除を引上げ、税率については課税所得三十万円程度を二〇%とし五〇万円超二五%以下百万円ごとに五%きざみとなるよう引下げるべきである。又給与所得控除は二〇%とし限度額を一〇万円程度とすべきであり、労務を主とした事業所得者にも或る程度の給与所得控除を認めるべきである。(金沢商工会議所)

基礎控除を一〇万円とし扶養控除を一律に二万円とする。また税額控除を一律に所得で三万円とする。(富山税務署)

給与所得者その他の所得者と比して不均衡な徴税を課せられているから給与所得控除の引上げを要望する。(金沢国税局、富山税務署)

個人事業所得者は現在法人より過重であるから個人事業者の税負担を軽減すべきである。(金沢商工会議所)

(3) 中小企業者に対する法人税率は余りにも高過ぎるから従前の三十五%程度に還元されたい。(日本酒造協会金沢支部)

電源開発促進のため電力会社の利益配当金の一定限度を非課税とするほか、新

設発電所よりの所得相当分を十ヶ年間非課税とする。(北陸電力株式会社)

(4) 青色申告をなす中小企業の事業主及びその妻に対する給与控除の制度を設けるとともに、専従家族に対する給与控除の限度額をその実情に応じ事業主及び妻を含めて相当大幅に引き上げられたい。(日本酒造協会金沢支部、金沢商工会議所)

(5) 資本蓄積の見地より法人積立金に対する課税は廃止すべきであり、利益配当金も金利程度は益金に不算入すべきである。(金沢商工会議所)

現行法による同族会社の範囲は広汎に過ぎるから縮小するとともに、中小企業である同族会社の積立金に対する課税制度は資本蓄積奨励の趣旨において廃止されたい。(日本酒造協会金沢支部)

(6) 特別法人に対する課税を軽減されたい。特に協同組合等において賦課金のみで運営している組合でも年度末に剰余金があると課税されることになっているがこれは廃止すべきである。(金沢商工会議所)

信用金庫の使命に鑑み、金利の引下げができるよう信用金庫に対する法人税は免除されたい。(金沢信用金庫)

(7) 税法に交際費の規定を設け一定限度をこえるものについては否認する(富山税務署)

企業の資本蓄積を考慮した税法を実施すれば自衛するから限度の設定は必要ない。(金沢商工会議所)

(8) 労働基準法の適用を受けない中小企業(従業員常時十人以下)の退職給与引当金等についても損金として認められたい。(日本酒造協会金沢支部)

(9) 新しい設備機械については現行特別償却の適用範囲を全面的に拡大すること。(富山税務署)

(10) 延滞利子について現行の二本建は事務複雑であるばかりでなく納税者に二重利息の印象を与へ明瞭を欠く嫌いがあるので、一本化されたい。(富山税務署)

(11) 利益配当金については一般金融機関金利(一割乃至一割二分程度)は益金不算入とし、経費にみなすべきである。(金沢商工会議所)

㉑ 資産税関係

(1) 相続税については各種控除額を引上げ税率を最低一〇%最高五〇%程度に止めること。(金沢商工会議所)

(2) 同族会社等中小法人の資産評価に当つては、上場株式に比準する等の方法により、大企業法人と均衡を失

しないよう取り扱われた。株式会社以外の法人についても、再評価積立金の資本組入を認められたい。(日本酒造協会金沢支部)

電気事業の特性と電源開発資金拡充のため第三次再評価税は免除し、第一次、第二次再評価税の延納期間をさらに延長すること。(北陸電力株式会社)

㉒ 間接税関係

(1) インフレ抑圧と投資活動を奨励、国内消費の抑制、輸出奨励のために間接税の新設増徴を行うべきであり、各種間接税の税負担のバランスについて検討の要がある。(金沢商工会議所)

(2) 物品税については大衆消費物品の整理、課税免税品の引上げ及び税率の引下げをなし、輸出品に対し現行免税手続が煩瑣であるから輸出品の物品については物品税を廃止すること。(金沢商工会議所)

(3) 織物消費税の復活はわが国の絹業が農村経済との関連において又海外輸出における外貨の獲得という面においてその振興が強く要望されている折柄、戦前と著しく趣を異にしている現情勢下においては却つて萎微沈滞を来す結果を招来する故強く反対するとの意見が述べられた。なお、業界の主な反対理由は次の通りである。

(イ) 絹織物業者の道義的欠如を来し、中小企業者の健全なる発展を阻害し、他方脱税による闇行為を助長し、取引を混乱ならしめ、ひいては社会的に及ぼす影響多きこと。

(ロ) 生産業者は手形決済の長期化等による影響と原料高、製品安により出血生産の余儀なき現状において、さらに消費税の生産者立替払いによる重荷は倒産に拍車をかけることとなること。

(ハ) 消費税賦課により内地絹織物は生産減退を来し、輸取出引上悪影響を及ぼすとともに繭の増産意欲を減退せしめ農家経済に影響を及ぼすこと。

(ニ) 絹織物中一般大衆向絹織物は七五%を占める現状において消費税の賦課により消費者大衆へのハネ返りは延いては物価高を招来すること。

(ホ) かりに高級絹織物のみ課税するとしても、高級絹織物と然らざるものとの区分査定は極めて困難なること。又もし、この区分を価格により決定するとしても加工により価格増嵩したるものとの関連において不公平を

来す虞れのあること。

(イ) 絹織物の輸出に際しての免税措置等の手続繁雑にして事務的に取引の不円滑を来す虞れのあること。

(4)

(イ) 絹織物の生産者は輸出商社に税金分を繰込み販売せんとするも、現状においても将来においても結局その分だけサ―ビスを強要され、生産者の負担となり、輸出絹織物の生産意欲を著しく阻害減退せしめる結果となること。(石川県、織物組合、福井県織維協同会)

(イ) 清酒を増産し、清酒の税率を国民の購買力に適合するまで引き下げて、酒類の密造を絶滅せられたい。

周知の如く、密造が激増した原因は過度の酒税の増徴による酒価の極端な値上げと原料米の極度の制約による清酒の供給量の激減によるものであり、例へば清酒二級の小売価格の値上り倍率を一般小売物価の値上り倍率と比較しても昭和十五年と昭和二十八年三月とでは、前者が二五五倍であるのに対し、後者は一八〇倍であり、酒税の増徴倍率は実に三二一倍に達し、この見地からしても

酒税の引下げは絶対に必要となる。また清酒の供給量についても本年度は二二〇万石程度で戦前の二分の一以下である故、酒造用原料米を増産し、清酒の増産を図る要があり、これらを実行すれば密造は必然的に減少するに至り、この密造に使用される米を正規ルートに置き替えても食糧事情には何等の影響もないものと思われる。

(イ)

清酒の現行税率は高率に過ぎ、他の酒類の税率に比し均衡を失っているから、是正されたい。酒税率の高率なことは申すまでもないが殊に清酒は高率に過ぎ酒類間の税率は著しく均衡を失っておりと申さねばならない。即ち昭和十五年と昭和二十八年の酒税増徴倍率を比較しても清酒は三二一倍乃至八九二倍であるのに対し、合成酒二級は二四一倍、焼酎は二三四倍、ビール三三二倍である。

(イ)

清酒増産に対する特別税率(濁酒と同率程度)を設けられたい。かつては造石税の課税物件から除外され永らく非課税であったが、現行の庫出税方式に改正せられて以来、清酒二級の税率により課税せられており、単に販売価

格において大幅の金額を控除しうることとなつてゐるが、かかる率に過重の酒税を課することは不合理であり、特別税率を設けるべきものと思われ。以上三件日本酒造協会金沢支部)

(イ) 大衆用と其他を区別し一定限度の大衆用については現行税率を軽減すること。(金沢商工会議所)

(イ)

其他要望事項

(イ) 納税貯蓄組合の組合員に對してはさらに助成金の増額交付を考慮されたい。(富山税務署)

(イ) 国税及び地方税の重複調査を避け、中央地方を通ずる徴税機構の統一を図ること。

(イ) 更正決定については異議申立期間を六十日とする。なお更正決定が一年以上経過してなされたときは利子税を徴収しないこと。

(イ) 税務会計と企業会計との調整を図ること。

(イ) 現行税法中においては一方的に納税者の義務規則が多いが、これを緩和するとともに、地方徴税当局の義務規定をも明確にすること。(以上四件金沢商工会議所)

(イ) 国税、地方税を通じて不動産の評価額が一定でないから何等かの方法で評価額を統一すべきである。

(イ) 負債整理をする目的をも

つて資産を譲渡した場合、一般の譲渡に比して自ら担税力に差異が生ずるものと考えられるから当然軽減規定を設けるべきである。

(イ)

農業所得は収納率が良好であるから市町村に徴収委託しては如何。(富山税務署)

(イ)

租税特別措置法について目下本委員会において継続審査となつてゐる「租税特別措置法の一部を改正する法律案」については懇談者の構成及び時間的制約のため、その詳細については意見を賜ふことは出来なかつたが一部の者より改正案賛成の意見が述べられた程度であつた。

(イ)

なお、八月一日より実施された輸出振興のための今回の減税措置については売上一%乃至三%と利益の五〇%の何れか低き方となつてゐるのを、業者に任意選択の権利を与えて貰ひたいことと、売上の何%かを補償する方法を考慮して頂きたいとの要望があつた。

(イ)

地方税関係

(イ) 国税と地方税の割合は戦前並の六六対三四程度に復帰すべきである。

また国税、地方税を通じて適正なる租税負担を課すべきであつて、給与所得者と事業所得者との不公平、県税では事業者以外に負担

のないことはその一例である。

(イ) 地方税全体を出来うれば目的税とするを可とするが、現状においては事業税を所得税、法人税の附加税とし、固定資産税は府県と市町村の共有とし府県一市町村二の割合で課税して、その他税目を適当に配分して府県と市町村の均衡を保つようにすること。

(イ)

国税と地方税との間の課税標準の統一調整を図るべきである。殊に固定資産税については大蔵省及び自治庁との相互間において固定資産評価委員会(仮称)を設けて評価額を一元的に決定すること(以上三件金沢商工会議所)

(イ)

府県の財政は著しく自主性を欠いておるから国より府県に税源を移譲し府県税の拡充強化を図られたい。府県税の中心をなす事業税は経済事情の変化を反映して極めて不安定な財源となつてゐるので、市町村税における固定資産税、電気ガス税の如き安定性ある税源を府県に移譲するよう配慮されたい。特に固定資産税中償却資産税はその偏在性のため市町村税としては不適当と考えられるので府県に移譲すべきものと考える。但し発電所々在地町村の財政的枯渇を防止するた

の

め徴収した償却資産税の一定部分を配分すること。
(富山県庁、福井県庁)

(四) 現行地方税制では多数の住民が公平に行政経費の負担を分担するような仕組みになつていないので(富山県の如きは人口百万中市町村税の納税者約三十万人に対し県民の納税者は三万二千人に過ぎない)府県民税の創設を配慮されたい。(富山県庁)

(五) 酒消費税を還付税の形において府県税として創設し、酒税の一定割合を主として各府県の人口に案分して還付すること、また煙草消費税は府県一〇%、市町村一五%を希望する。

(六) 電力事業に対する固定資産税は租税の公平の原則に反するから少くとも償却資産に対する課税は速かに廃止すること。

(七) 事業税、電気ガス税を廃止されたい。以上二件北陸電力株式会社)

(八) 法人の市町村税及び法人税制は事業税と同様損金に認められたい。(日本酒造協会金沢支部)

C、金融に関する問題

一、金融情勢一般概況
北陸地方は県によつて産業構成を異にしているが、金融事情も自ずから、県別に観察するのが妥当と思われる。
比較的大企業の多い富山県に

おいては、日本経済の趨勢そのものの影響を敏感に反映し、金融面は景況は停滞し、銀行預金は頭打ちの傾向にある。しかし中小企業金融機関である相互銀行、信用金庫等は比較的好調を辿つてゐる。なお、本県の特徴として大企業の七三%が所要資金を県外(本社)からの送金によるものであつて、県内銀行に対する依存度は比較的低い。

石川県、福井県は機業の中心地であるから、融資面において繊維関係が大部分を占めてゐるのは当然の帰結であらう。石川県では商社に対する運転資金の貸付は相当活潑に行われてゐるが、預金面では景気の停滞と予算の成立遅延、繊維商社の倒産等の影響をうけて、低調であり、特に本年八月の水害復旧のための預金引出は注目すべきことであらう。福井県では不渡手形による商社の倒産の影響は当地の機業者に最も強い影響を与え、石川県が主として商社金融即ち機業が主体であるのに反し、機業家の大半が原糸買い織物売の系統であるため、企業としての危険性が伴うものとして金融機関が警戒する傾向が強い。

く、さらに問屋の資本力が弱体であり、機業家が問屋への依存度が比較的低いという特徴は、金融機関の貸出の撤退と相俟つて中小機業者の資金繰りは極めて窮乏な状況である。
かような一般情勢は預金、貸出状況において端的に表現され、全国的傾向である預金の純化と資金需要の増勢化は軌を一にしてゐる。

(単位百万円)

富山県	
預金	三、三三三、三三三、三三三
貸出金	一、五〇三、三三三、三三三
石川県	
預金	三、三三三、三三三、三三三
貸出金	一、五〇三、三三三、三三三

福井県	
預金	三、三三三、三三三、三三三
貸出金	一、五〇三、三三三、三三三

二、中小企業金融事情

中小企業金融機関としては相互銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、国民金融公庫が代表的なものであるが、銀行についても相当量が占められ、中小企業に対する銀行の融資割合は石川県七八%と融資の大半が中小金融であるのに対し、福井県四八%、富山県四〇%と低位にあるのは企業規模、融資方針等によるものである。

つぎに機関別融資状況をみる。やはり銀行が大半を占め中小企業金融に対して一番少ない割合をもつ富山県においても、銀行の六二%に対し中小金融機関三八%の構成割合となつてゐる。

預金状況

(単位百万円)

富山県		石川県		福井県	
(六、七現在)		(六、七現在)		(六、八現在)	
銀行(信託を含む)	一八、一六六	二二、七三一	一五、八六〇	銀行(信託を含む)	二二、七三一
相互銀行	二、二七三	一、四六五	一、四三五	相互銀行	二、二七三
信用金庫、組合	二、五四二	二、八二〇	二、三三九	信用金庫、組合	二、五四二
農協	四〇四	三、〇八一	三、五三二	農協	四〇四
信連	五一	九八一	八一	信連	五一
商中	四、七七三	一二七	二、八五〇	商中	四、七七三
農中	二、五八一	三三〇	二、九三四	農中	二、五八一
郵便局	三〇、七九〇	三三、四七一	二六、〇八七	郵便局	三〇、七九〇
合 計	三〇、七九〇	三三、四七一	二六、〇八七	合 計	三〇、七九〇

貸出状況

(単位百万円)

富山県		石川県		福井県	
(六、七現在)		(六、七現在)		(六、八現在)	
銀行(信託を含む)	二一、五一三	一九、六七二	一三、七五七	銀行(信託を含む)	二一、五一三
相互銀行	二、一八一	一、四七二	一、二六四	相互銀行	二、一八一
信用金庫、組合	二、一五二	二、三六八	二、〇〇二	信用金庫、組合	二、一五二
農協	二、五九〇	一、五七八	一、四三〇	農協	二、五九〇
信連	二八〇	八六二	二四八	信連	二八〇
商中	二八〇	五八六	二四八	商中	二八〇
農中	七八一	八〇八	二四八	農中	七八一
合 計	二九、五〇五	二七、三四六	一八、七〇一	合 計	二九、五〇五

三、貯蓄増減状況

昨年度の貯蓄実数は富山県一三三%、石川県一〇六・五%と何れもその目標を達成しており、就中相互銀行、信用金庫の

達成率は良好であるが本年に入つて七月末現在の実績をみると富山県は一・六%、石川県二四・五%とその増勢は鈍化してゐる。

銀行含信託 相互銀行 信用金庫 農協 郵便局 その他 計	富山県		石川県	
	三十七年目標額	実績六六年度目標額	三十七年目標額	実績六六年度目標額
銀行含信託	三、四八〇	三、四八〇	三、九〇〇	三、九〇〇
相互銀行	三〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇
信用金庫	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
農協	二〇〇	二〇〇	六〇〇	六〇〇
郵便局	二〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
その他	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
計	六、四〇〇	六、四〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇

四、金融機関設置状況

北陸地方における金融機関の店舗分布状況はその密度は比較的高く、金融利便は概ね達せられていたといえる。一般銀行支店は整備合理化の傾向にあるが、相互銀行、信用組合の新設は漸増を辿り、それだけ中小企業金融に貢献する面も大きい。現状においては大体飽和点に達しているものと思われる。

五、類似金融機関の事情

株主相互金融会社等類似金融の問題は全国にわたり、益々増勢の傾向にあり、正規の金融機関に中小企業金融機関である相互銀行、信用金庫等の預金面に与へる影響は大きく農協の預金吸収に對しても大きな対抗勢力となつてゐるので、目下これら機関に對する取締方法が考究されてゐる現状において、当地方においてもその例外ではなく、重大関心がもたれてゐる。当地方における進出状況について若干詳細に宣つて述べる。

(1) セールズ会社

昭和二十五年五月、福井市に殖産会社が一社設立されたが、同年六月施行された貸金業等の取締に關する法律により、同年八月目的、称号を変更して物品割賦販売を仮装するセールズ会社に転向し、各地に営業所を設置した。その後同様なセールズ会社が乱立し、年に三〇社以上も設立し、活況を呈したが、何れも資本金が二十万円、乃至三十万円の脆弱なものと、経営の拙劣、役員員の不正行為等によつて行詰りを生じ、現在では僅かに二、三社が整理状態の経営を行つてゐるに過ぎない。

(2) セールズと投資利殖機関

昭和二十四年六月、セールズと投資利殖を標榜する業者の支店が金沢に設置されたが、一年を経ぬ間に数百万円の未払いを生じ、廃業するに至つた。しかしこの高率投資利殖の方法は管内での最初のものではあつた。

(3) 投資利殖機関

昭和二十五年五月、高率利殖を標榜して投資の募集を行う保全経済会と株式会社組織の同業者一社の管内進出があつたが、後者は間もなく、姿を消し、その後は暫く間、新規進出は見られなかつたが、昭和二十七年末頃より急激に増加し、本年六月までに約一六〇の営業所を設け相當の資金吸収を行つてゐる模様である。

(4) 事業協同組合の日掛借入金

昭和二十六年十月、中小企業等協同組合法に基く事業協同組合を設立して、日掛集金の借入金を行い、この資金を貸付ける業者が現れたが、当局の注意により出資金の日掛に切換へ、さらに正規の業態に正したもののようであり、他に同業者の設立はない。

(5) 株主相互金融会社

昭和二十七年七月、旧セールズ会社を変更して株主相互金融を行う貸金業者が管内に始めて生れ、同月さらに一社の届出があり、管内に本店を有するもの二社となり、現在活動に営業してゐるものに株式会社東洋商工金融金庫と小規模な東邦相互経済株式会社とがあり、これらに對しては本年四月下旬、実地検査を施行した結果、六月末現在の経営状態は東洋商工金融金庫の株主借入金七八、二二千元、株式引当金三四、八二二千元、

円、資本金八、〇〇〇千元
(授權資本三、〇〇〇千元)
貸付金二、〇二一千元、東邦相互経済会社は七月末現在、借入金三六五千元、資本金一、〇〇〇千元、貸付金五四五千元と何れも芳しからぬ内容のようである。

なお、当局管内に支店、営業所を置いてゐるもの四社があるが、日本殖産金庫を除き他は全く不振の状況である。

(6) 貸金業者と投資利殖機関の提携

昭和二十七年九月、法人貸金業者の同族会社で高率利殖投資資金の募集を行う別会社を設立し、これを貸金業者へ投資し、高利に運用する仕組のものが生じたが、この種利殖機関と貸金業者との提携は今後増加してゆくものと思われる。これは利殖が貸金業

等の取締に關する法律第七條において禁止する預り金との關係が不明確で問題が生じ易いため、利殖の部門を別人格の法人又は匿名組合に取扱わせようとするものである。これら関係機関は四社（このうち三社が本店）あり、最近の調査によると、福井に本店をもつ千代田金融株式会社は貸金業者で資本金二〇〇万円、貸付金一、〇八五万円、借入金一、一三二万円、この借入金先は投資利殖機関である北陸千代田本社との提携を結んでおり、その資本金は一〇〇万円、貸付金一、一三二万円（貸付先は千代田金融）、借入金一、二六一千元で、これは利殖借入金といった具合である。

次に参考まで業種別店舗数を掲げる。（昭二八、七、調）

投資利殖機関		株主相互金融		物品割賦販売会社	
富山県	六二	七	八	七	八
福井県	四三	四	一	六	一
石川県	五九	一	一	一	一
合計	一六四	一二	一〇	一四	一〇

貸金業者		本店所在地		提携投資利殖機関		備考
千代田金融株式会社	富山	富山	北陸千代田本社			
東邦相互経済株式会社	富山	富山	日産経済会			
東洋商工金融金庫	高岡	高岡	東洋商工金融金庫			
日本殖産金庫	東京	東京	日本殖産金庫(東京)			

註、カッコは本店所在地

貸金業者と提携してゐる投資利殖機関

貸金業者は株主相互会社を行つてゐる。

六、信用組合の員外預金問題

目下、本委員会において継続審査となつてゐる「協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案」については、今回の調査においては、左程の必要性は感ぜられないように思われた。当地の大蔵省出先機関も、県当局も信用組合に員外預金を認める必要はないものとし、その理由としては当地方の信用組合は数も少なく、且規模も小さく、従つて事務能力の点からも検査の徹底を期しないこと、また制度上の意義が没却され、金融制度上無用の混乱を招来する等を考慮すれば員外預金を認めるべきでないとの空氣が強いようであつた。

七、金融に関する要望事項

金融に関する要望事項は当地方の経済情勢を反映して殆んどが中小企業金融問題に終始した。以下、要望事項を要約して説明する。

(1) 政府資金の引揚を延期されたい。

政府資金の引揚は現在全国一齊に行う仕組となつてゐるが、産業構造上政府資金の撤布に潤うのに相当時日を要する地方に対しては、地方産業、特に中小商工業資金の疎通に不円滑を来たさない様政府資金の引揚を実情に応じ一定期間猶予する制度に改められたい。殊に当地方は風水害の災害地という特殊事情を配慮して貰いたい。(北国銀行、

金沢商工会議所、石川県織物組合、加州相互銀行)

(2) 政府機関である中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫等の資金源の充実を図つてほしい、特に国民金融公庫の利用度は激化し、融資を受けるものは申込者の三分の一程度に過ぎず、且つ金沢支所の第四・四半期の資金操作が回収金のみに依存しなくてはならない実情に鑑み、速急に資金源を拡張する方途を講ぜられたい。(金沢商工会議所、石川県庁)

(3) 政府資金による金融機関の金利を引下げられたい。現行商工中金の金利(日歩三銭)は一般市中銀行(日歩二銭六厘程度)に比し割高であるから一般市中銀行並に引下げ、日本開發銀行中小事業部の現行金利一割を六分程度に引き下げまた中小企業金融公庫の金利も中小企業の育成の面からみて高率であるので国会の附帯決議の如く年七分五厘程度に速かに実現するよう配慮されたい。(金沢商工会議所、福井県庁)

(4) 中小企業金融公庫の窓口拡充に當つては大企業偏重となり易き大銀行を除外するとともに、真に中小金融に寄与する信用金庫等を主として優先指定されたい。

なお、本制度の運用に當り危惧せられる組合金融機関の機能弱体化の件については將

来とも充分考慮されたい。本制度の運用如何が組織化政策の推進と組合金融機関の育成に密接な関連性を有するので、融資を招来せしめない様充分考慮されたい。(石川県庁、福井県庁、富山県庁)

(5) 政府資金の公金取扱を相互銀行等にも拡張すること。

国税専売収入、国鉄収入等の受入及び一般補助金の支払の取扱をさせて貰いたい。(加州相互銀行)

(6) 不動産金融の復活を図られたい。

長期低利資金の不足に鑑み、戦前勸銀で行つていた不動産担保による低利長期資金融通制度の速かなる復活を要望する。(金沢商工会議所)

(7) 資金運用部資金を信用金庫等に対して直接長期資金を提供されるよう配慮されたい。(金沢信用金庫)

(8) 農業協同組合預金の受入ができるよう農業協同組合財務処理基準令を改正されたい。(金沢信用金庫)

(9) 信用協同組合の設立並びに監督一切を速かに大蔵大臣の権限に移されたい。

現在、地方庁に委任されてゐるために地方の政治的策動に支配される例とせず、この結果、信用金庫を始め、その他の金融機関の地域的、或は取引上の競争を激化させるのみならず監督も不徹底となりその弊害も多い事実を鑑

(10) 監督権を速かに大蔵大臣に移し、金融行政の適正を期せられたい。(金沢信用金庫)

(11) 信用金庫に対する政府預託金の増額と長期化を図られたい。

預託金の配分状況をみると銀行一行当り平均二六、〇〇〇万円、相互銀行平均二、〇〇〇万円、信用金庫平均二〇〇万円となりその不均衡は余りにも著しいからこれを是正し適切な配分を圖られたい。又現在の預託期間は余りにも短期であるからこれを六ヶ月乃至一年程度にせられたい。(金沢信用金庫)

(12) 信用金庫に為替取引の全面的実施を促進されたい。

現在、行われてゐる為替取引は非常に小規模なものであり、又大多數のものが為替業務を行つていないことが、銀行に比して業務上の欠点となつてゐるので為替取引の全面的実施を要望する。(金沢信用金庫)

(13) 信用保証協会の育成を図るため政府資金の融通措置と保証料の一部国庫助成を考慮されたい。(石川県庁、福井県庁)

(14) 兎角複雑多岐にわたる中小企業金融体系を整備し且つ資金の裏付けの確立を図るため、中小企業資金融通法を制定し、低利且つ長期の安定資金を供給して中小企業の合理化促進を図るよう配慮されたい。(富山県庁)

(15) 絹人絹織物業は典型的な中小企業であるから、この安定を図るため、設備近代化資金に対する長期低利の政府資金の融通措置を講ずるとともに、府県における機械租賃制度等近代化施策に対する政府補助制度の創設を図られたい。(石川県織物組合)

(16) 類似金融機関等を取締られたい。

株主相互金融会社等類似金融機関の進出は最近顯著なものがあり、正常ベースにのらない資金の増大は国家的に不利であるのみならず、一般大衆の被害は拡大の一途を辿つており、現在の運営内容から推測すれば近き将来、一大社会問題を生ずるおそれがあるから監督官庁による取締を強化するとともに、新聞誌、放送等による宣伝の停止、経路警察官による取締等を要望する。(加州相互銀行、北陸財務局、富山財務部)

D、専売事業に関する問題
北陸地方における専売事業問題
については別に特記すべき事項は
ないが、たばこ耕作が増加してい
ることと機械製塩が比較的順調に

行われている点が目新しい事実
で、以下、主要事項につき計数を
もって説明に代える。
一、煙草関係

(1) 昭和二十七年収納事績調

県名	耕作人員	耕作面積	量目	代金	反当量目	反当代金	一町当
石川県	一九九人	二五町	二五町	一〇、〇〇〇	二五町	二五町	二五町
福井県	三八八人	四七町	四七町	一〇、〇〇〇	二五町	二五町	二五町
富山県	一、四八八	二二町	二二町	一〇、〇〇〇	二五町	二五町	二五町
計	一、七七五	九六町	九六町	一〇、〇〇〇	二五町	二五町	二五町

(2) 昭和二十八年耕作許可成績調

県名	町村数	配当面積	人員	許可面積
石川県	一町	二五町	一九九人	二五町
福井県	一町	四七町	三八八人	四七町
富山県	一町	二二町	一、四八八	二二町
計	三町	九四町	一、七七五	九四町

なお、昭和二十九年年度は許
可面積二千町歩の予定といわ
れる。

(3) たばこ小売人の問題

北陸地方におけるたばこ小
売人配置状況は七月末調査で
は四、六一六人で理想配置四、
九七〇人に対し未だ三五四人
の不足となっており、小売人
一人当りの人口は五八八人、
数量四万五千本、代金九万六
千円である。

たばこ小売人指定申請処理
状況をみると、極めてスムー
スに行われている模様で、即

所屬工場	協同組合	許可	稼働人員	休止	許可	稼働面積	休止	許可	稼働能力
能登工場	三三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
能登内浦工場	四	三	三	三	三	三	三	三	三
能登協同組合	三三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
計	三三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

機械製塩は熱源を電力に仰
いでいる関係上昭和二十五、
六年頃の電力事情の悪化の際
経営困難に陥り、大部分が廃
業を余儀なくされ現在二工場
のみが稼働しているが、これ
も電力事情に左右され勝ちの
模様である。

現在稼働中の製塩工場は富
山県にある株式会社島工業所
が海水直煮、電気、真空の方
式で年産能力三六二屯という
小規模なものと、福井県にあ
る三國製塩株式会社海水直
煮、電気、炭加圧真空方式で
六、七五五屯の年産能力をも
つものがある。

E、その他

国税局(税務署)、財務局(財務
部)の共通の要望事項をとりま
めて要約する。
一、福利厚生施設の整備を図られ
たい。

北陸地方は気候不順のため全
国有数の結核罹病率の高い地方
であり、両局を通じて大休一
五〇―二〇〇%の罹病率を示して
おるから厚生施設の早急整備を
要望する。なお、これに関連し
て国家公務員の宿舎の充足状況

局部に行わせられたいこと、
地方債の許可制度を廃止するこ
と、(四)証券業者の登録制度を認
可制度に改め、その基準は相当
高度のものとする、(五)公団
等よりの引継債権及び旧新債
計債権の徴収等に関する根拠法
規が不備であるから、債権者の
資力に応じた分納、減免、条件
の変更等についての法令を整備
すると共に国税、地方税に準じ
た先取得権の規定も明文化され
たい等の要望が述べられた。

議員派遣報告(東北班)

東北班は、森下政一理事、前田久
吉委員で構成され、仙台国税局管下
及び東北財務局管下における租税徴
収状況及び金融状況等について精細
に調査し、更に広く各界の要望等を
聴取したのであるが、その結果につ
いて次に報告いたします。

目次

- 一、東北経済の特殊性
- 二、徴税状況
- (一) 東北における租税構造の変遷
- (二) 租税収納状況
- (三) 租税収納状況
- (四) 農業所得標準率算定の実情
- (五) 雪害寒冷地における必要経
費算定の実情
- (六) 商工業実業等実地調査の
実情
- (七) 企業組合に対する課税の実
情
- (八) 酒類密造対策の状況
- (九) 酒類密造対策の状況
- (十) 集団密造の状況

- (2) 農村密造の状況
 - (3) 取締の状況
 - (4) 要項事項
 - (1) 税制に関する改正意見
 - (2) 地方税との関連問題に関する要項意見
 - (3) 税務行政運営上の要項意見
- 三、金融状況
- (1) 一般概況
 - (2) 預金及び貯蓄の状況
 - (3) 貸出の状況
 - (4) 中小企業金融の事情
 - (1) 銀行、相互銀行、信用金庫の貸出状況
 - (2) 日本開發銀行の中小事業貸付状況
 - (3) 商工中金の貸出状況
 - (4) 国民金融公庫の貸出状況
 - (5) 中小企業信用保証制度の利用状況
 - (6) 信用保証協会の保証状況
 - (7) 農林中金の貸出状況
 - (8) 金融機関類似行為及び不正金融の事情
- 四、要項事項
- (1) 銀行等金融機関に関する要項事項
 - (2) 中小企業金融に関する要項事項
 - (3) 財務行政運営上の要項意見
- 一、東北経済の特殊性
- 東北における徴税状況及び金融状況の把握するためには、まず東北経済の特殊性を知る必要がある。かかる意味において低次性或は後進性といわれる産業構造の概貌を分析してみる。
- 東北は人口において全国の約一割、面積において約二割を占める

が、その経済は第一次原始産業の基盤の上に構成されている。従つて生産性は極めて低次であり、又国民所得も貧弱とされている。

いま産業別就業人口の構成を全国と比較すると、農林水産業は東北六三・四％、全国四八・四％、製造業は東北二七・四％、全国一五・九％、卸売業及び小売業は東北二・三・九％、全国三・〇・二％、鉱業は東北一・六％、全国一・六％、建設業は東北三・九％、全国三・九％という比率が示される。又、産業別生産額をみると、全国の場合農林水産業は三八・八％、鉱工業は六一・二％であるが、東北においてはこの比率は全く逆になり、農林水産業六五・二％、鉱工業は三四・八％という結果が見られるのである。即ち如何に原始産業への依存性が大きく、従つてその好不況が東北経済そのものを扼するものであるかを知り得るのである。

斯くの如く東北経済の基盤をなす原始産業の農業につき米の生産状況をみるに、作付面積の全国に対する比率一八％に対して、実収高は二〇％を示しており（昭和二十六年度）、反当収量についても全国平均より一二％も上廻る生産高（全国一・九八二石、東北二・二六石）を示しているが、大部分単作地帯であるため麦等の裏作収量は比較的低位である。

林産関係は東北総面積の七一％が林野であり木材及び大炭等を多量に産出するが、国有林野が実に三七％を占有し東北の貧困の一因をなすと謂われている。

水産関係は日本海漁場は戦時中の濫獲のため不振であり、太平洋岸には三陸沿岸、金華山沖の豊富な漁場を有し、特にさんまの豊漁は気仙沼を中心として貨車不足を来し、既に買当り一〇〇円を割る状態を呈しているが、概して近海漁業を主とする弱小業者であるためにさしたる好況も望み難いと謂われている。

地下資源については、特に原油生産は特有であり二十六年度においては全国生産高の八二・六％を占め、その他硫黄、硫化鉄、鉄、鉛石等があり比較的恵まれている。

製造工業は極めて沈滞で全国生産高の四・八％の生産を有つて過ぎず、又従業者数を基準とする規模別構成をみると、三人以下の家内工業的経営形態をもつ零細業者が全国の七・四％、東北における事業所数の七一・九％の高率を占め、四人以上の所謂小企業、中企業、大企業の範疇に入るもの全国の五・九％に過ぎない実情である。これ等の内にも製紙工業及び製糸紡績工業等に優秀なる大企業も含まれてはいるが、総合して極めて沈滞と謂うべきであらう。

以上の如き産業構造にあるので原始産業就中米作の豊凶が端的に一般商況にも反映し、延いては租税徴収面にも或は産業金融の面に鋭敏に作用することが肯定されるのである。本年の米作についてみると、昨年度は豊作に加えて生産者

価格の引上げにより供米実績も順調に伸び、農家収入は増大したが、今年に入るや五月の晩霜、七八月の豪雨、更に今次の冷害、病虫害に因つて凶作型を呈し、減収は平年作の三割乃至四割減と謂われ、従来移出県であつた岩手、青森の両県が移入県に転落するといふ実情である。更に晩霜の災禍は桑園、果樹園等に甚大な被害を与へ農家の疲弊に拍車をかける悪要素が累積し、これに起因して既に一般的な景気後退が懸念されている。

二、徴税状況

(一) 東北における租税構造の変遷

税目	東 北		全 国	
	所得税	酒 税	所得税	酒 税
一五年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
一九年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二一年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二二年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二三年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二四年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二五年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二六年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七
二七年度	二、四六二	一、七〇七	六、八四二	一、七〇七

更に二十五年の税制改正によつて、租税負担の軽減が図られたのと、時恰もインフレーションの収束期にあつたため、所得税のウェイトは減退し始め、東北の場合も全国平均と同様のカーブをもつて減少したが、逆に酒税が全国平均一九％に対して実に三三％と激増している。

次に所得税の納税者数についてみるに、十五年に総合所得税を課せられたものは、東北においては一万四千人に過ぎなかつたが、二十二年申告所得税の納税人員はその五十倍（七十三万八千人）に達した。更に二十四年度には納税者は八十万二千人に達したが、二十五年の税制

調査	畑作付状	調査面 積	一、五二	二四三	三	三七
	基津町村以外		二、五二	二四三	三	三七
課税見調査件 込人員数	町村数	積	二、五二	二四三	三	三七

次 に 所 得 標 準 率 算 定 の た め
の 準 備 調 査 状 況 に つ い て、 そ
の 一 例 と し て 青 森 税 務 署 の 二
十 七 年 度 の 実 績 を み る と 次 表
の 如 く で あ る。 収 穫 高 調 査 の

公 表 さ れ 申 告 の 便 宜 を 図 る も
の で あ る と の 説 明 を 受 け た の
で あ る。

経 費	差 引
其 費 用 却 他 計	所 得
門 二 八 六 一 三 三 一 円	五 一 〇 〇 一 四 九 六 円
門 三 三 一 一 〇 九 円	四 九 六 一 三 三 七 七 円
門 二 四 六 一 三 三 一 円	四 四 六 一 三 三 一 円

農 業 の 場 合 は 多 数 が 標 準 課
税 と な る の で 必 要 経 費 の 調 査
に つ い て は 標 準 調 査 が 実 施 さ
れ て い る。 即 ち 署 内 の 町 村
を 平 坦、 中 間、 山 間 に 区 分
し、 各 基 津 町 村 を 選 定 し、 無
作 為 抽 出 に よ っ て 対 象 を 選
び、 調 査 結 果 を 標 準 率 に 織 込
ん で い る が、 所 謂 温 暖 地 方 に
比 較 す れ ば 特 に 種 苗 代、 雇 人

實額調查	收穫高調查	畑作付狀
基準町村基準町村以外 町村數調查件 町村數調查件	基準町村基準町村以外 課稅見調查件 課稅見調查件 人員數 人員數	況調查 町村數調查件 積
三〇一五元	四三 四一、五五 二四二	三 三七

[illegible]

費、農具費、償却費、その他経費中の衣料費等が多額に算定されている実情である。

(4) 商工業実額等実地調査の実情

二十七年に於ける盛岡税務署の実額等実地調査は、最終課税人員二千八百五十八人に對し五百七十九件で約二〇%となつてゐる。秋田南税務署の実績は、特別調査、収支調査、基本調査、簡易調査を合計すると実地調査人員は七百六十五人となり、最終課税人員二千六百六人に對して三六%の割合を示しているが以上の外、戸順調査、確衡調査を合計すると一千八百五十一件となり九〇%近くの実績が報告されてゐる。

青森税務署の一日当り調査件数の比率をみると、基準調査においては収支調査が〇・四件、基本調査が〇・九件であり、特別調査においては収支調査が〇・四件、基本調査が〇・八件となつてゐる。精密な調査をなすためには少くとも基本調査一件につき二日、収支調査には四日の日数が必要であり、人員と経費不足のため十分に調査し得ない実情が訴へられてゐる。

(5) 企業組合に対する課税の実情

仙台国税局管下における企業組合数は本年五月一日現在二百六十三組合あり、同業組合は二百六十一組合、總組合

合は僅かに二組合である。以上の内、法人としては認めたものは二百三十四組合、否認したものは十九組合、処理未済が十組合ある。否認したものは組合の実質が個人と何等相異のないものであつて、現在係争中のものは皆無である。

② 滞納状況

滞納は終戦以來とみに増大し、二十二年度を一〇〇とする二十三年度は一、三〇〇にも飛躍してゐる。その後適正課税と実情に即した滞納整理の実施によつて二十七年に於ける一、八六と減少しているが、徴収決定額に對して一%に相当する三十七億円の滞納額を擁していることは税務行政上の大きな痛となつてゐる。就中所得税の滞納は二十二年の税制改正以來激増し二十四年には滞納総額の八四%を占めた。これら滞納の原因は租税負担の過重が何と言つても主なものであるが、東北の特殊事情としては、戦後食糧不足によつて農村を潤沢にした食糧インフレーションが意外に早く退潮し、その後デイス・インフレーション政策の結果、中小企業の金融逼迫が甚しかつた事等が挙げられる。しかし二十五年度以降は人心の安定、経済の正常化と相俟つて、適正課税の努力が累積されて、滞納総額に對する比率は概ね七〇%台に止まつてゐる。

各税務署から提出された資料

に基いて、二十七年年度の滞納理由を分析してみると次の如くである。

(イ) 源泉所得税については、事業不振に負うものが圧倒的に多く、これに同族会社の認定貸与に對する更正に因るもの等が主たるものである。

(ロ) 申告所得税については、二十六年以前分のみを有する滞納者は現在控除の引上げによる所得税無資格者又は事業の休廃業者で納税能力を欠如しているものが多く、その他一般的には業況の不振が言われるがそのうち大口滞納者についてみると、売掛金の回収困難に因るものが多い。又、青森市の如き戦災地（戦災率八〇%）においては店舖等の設備資金に投入して納付出来なないものが多い。

(ハ) 法人税についてみると、純滞納額（法人税法第二十六條の徴収猶予分を除く）は、三月、五月の更正決定によるもので納税準備不足のため資金操作上不納となつてゐるものが多い。

(ニ) 個人再評価税については、任意申告による徴収決定分のうち、税法上の恩恵（資産再評価法第二百一十一條、所得税法第十條）のない所得税無資格者（農業関係）が多く含まれてゐるためである。

(四) 物品税については、清涼飲料の滞納が目立つてゐるが、（盛岡、青森）これは業者間の濫発競争が激烈を極めたため、業者相互に多額の損失を発生し、資金操作が困難となり滞納となつてゐる点が注目されてゐる。

なお、二十七年年度滞納分について階層別にみると、滞納者一人当たり額一萬六千円で、しかも五十万円以下のものが總額の九〇%を占めてゐる。一人当たり滞納税額が極めて零細で件数が多いことは、その整理に當つては非常な努力が傾注されなければならぬことを物語るものである。

③ 酒類製造対策の状況

東北における酒類製造、農家の自釀自飲は永年の宿弊とされておき、特に終戦後の酒類需給の極度の不円滑と、酒仙の暴騰、酒義の低下と相俟つて、大規模な販賣目的の密造犯が急激に発生増加し、従来の密造にはみられなかつた新しい様相を呈するに至つたのである。

(1) 集団密造の状況

集団密造地として指摘されるものは大抵七十四ヶ所、密造推定戸数一千三百四十九戸、年間推定密造石数は清酒八千石、成清酒一千二百石、焼酎二千七百石、濁酒八百石、その他三百石、合計一萬三千石（二八、八二、仙台国税局推定）とされてゐる。このうち朝鮮人が主力となつて構

成されてゐる集団密造地域は六十八ヶ所、推定密造戸数五百八十二戸、推定石数九千四百石と謂われる。これらは地域別には青森市及び五所川原町を中心とする津軽地方一帯の地域、仙台市及び塩釜市を中心とする一帯の地域、平市を中心とする常盤炭鉱地帯が最も激甚な地方である。

密造規模は家内工業的とみられる規模のものが多数みられたが、屢次の取締に對し危険分散を企圖し、漸次小規模化又は分散化の傾向にある。又焼酎蒸溜装置の共同設備によつて犯罪主体を不明にし、又戦時中地下工場施設として掘さくされた壕を利用して等犯罪手段は極めて巧妙且つ智能化しつつある。

又、これらの集団密造部落は強固に團結して組織的行動をとり、當時地域周辺の警戒をなして密造機密の漏洩防止を図り、且つ取締に際すると婦女子等を動員して犯罪物件の抑収妨害、責任者逮捕回避策等巧妙な手段によつて取締力を減殺することに努力し、又青壮年二十乃至三十人を一團として調査場所をゲリラ的奇襲をして調査妨害、押収物件の破壊投棄等の暴挙に出ることが度々あり最近とみに悪質化しつつある。更に取締後は地方一帯の朝鮮人を糾合して、税務署、警察庁、警察署等の取締機關或は市町村

役場、職業安定所等に集団陳情を執拗に行い、特に取締による生活難を口実に生活扶助を要求し、税務署に対しては波状的に集団陳情に押しかけ、威嚇的な言辭を弄し、暴行を働き、且つは署長及び幹部の私宅に押しかけて面談を強要する等その暴状は言語に絶するものがあると言われている。

密造酒の取引価格は概ね表示する如くであり、小売価格で清酒百七十円、合成清酒二百五十円、焼酎二百円、濁酒百円であり、運搬には水枕、ブリキ罐が多く使用され、擬装するもの或は正規酒類のレツテルを貼布するもの等凡ゆる手段がとられてゐる。消費地は都市、温泉地、漁港、工場地帯が圧倒的に多い。

生産者価格小売価格	
清酒	一三〇円 一七〇円
合成清酒	二〇〇円 二五〇円
焼酎	一八〇円 二〇〇円
濁酒	八〇円 一〇〇円

(2) 農村密造の状況

農村においては、農家戸数七十四万戸の六割が密造すると言われ、その石数は四十四万四千石と推定されている。その九割は濁酒で、冠婚葬祭等に際しては半ば公然と消費されている。しかしながら最

近は経済事情の安定、酒税の引下げ、二十度焼酎の出廻りによつて微弱ながら減少しているともいわれている。二十度焼酎は特に市部に売行きが良く、密造酒販に相当の効果を収めていると見られるが、都部においては、清酒への執着から効果は薄いようにもみられる。

(3) 取締の状況

二十七年八月に二十六税務署に監察係を設け必要最少限度の人員を配備して取締りに当つており、また犯則手段の巧妙化と犯跡隠蔽のための証拠隠滅に対しては、科学的捜査の整備を図り、又機動力を充実する等対策が講ぜられてはいるが、現状ではもとより充分とは言えない。

集団密造地七十四ヶ所のうち、取締困難な地域十五ヶ所は局の直接指揮による取締地域とし、年間計画を策定して少くとも月二回の取締りが執行されている。又二十六年以降酒類密造取締対策連絡協議会が各県毎に設置され、取締方針の樹立と各関係官庁間の連絡等に當つてゐる。

その他、精神作興面からの運動が漸く展開されておりその成果が期待されている。その運動としては酒類密造矯正組合の設立、密造防止試飲会の開催等が挙げられる。しかし乍ら、東北における密造の最大の原因は酒価にあ

ると言える。二十度焼酎も津軽地方の如く嗜好的に全く密造壓逐の効果がないと言われる向もあり、財政事情の許す限り、下層農民が容易に購入し得る程度の酒価を実現せしめることの必要性が強調されている。

局全管の酒税収入状況をみると、酒税率引下げの行われた三月から七月に到る期間について、前年同期間分と比較してみると、前年実績を上廻り一〇・五%の増収が示されている。又酒類の販売状況では同期間の比較では一四・三%の好調な伸びを示している。しかしまだ価格如何では正規酒類の需要は潜在しておるとみられ、税収減をみることもなく酒税率の引下げは可能であると考へられ、今後充分検討すべき問題である。

(4) 要望事項

(1) 税制に関する改正意見

給与所得者の税負担の過重なる現状に鑑み、給与所得控除は二五乃至三〇%に引上げられたい。

基礎控除については、月収八千円は最低生活費であるので、最低十万円とされたい。

扶養控除は三人まで三万五千円乃至四万円に引上げられたい。

超過勤務手当及び宿直手当は免税とされたい。

○予定申告制度を予定納税制度とし事務の簡素化を図られたい。

○納税期日を申告日より十五日程度遅らせて欲しい。

○青色申告者の専従者控除には配偶者を加えられたい。

○青色申告制度普及のため所得から一〇%の特別控除を認められたい。

○農業所得についても勤労者控除を認められたい。

○積雪寒冷地における必要経費の算定は不十分であるので法制的に何らかの措置を講ぜられたい。

○山林所得の計算は、売上代金より概算経費として六〇%程度を控除し、更に三十万円の特別控除をしたものを課税金額とし、分別五分五乗の方式を採用されたい。

○青色申告者に対しては造林費、撫育費、管理費等の損算入を認められたい。

○貯留車、保安隊による森林の接収又は電源開発等の買収又は交換に対しては所得税、法人税、登録税を免除されたい。

○法人税に関する改正意見

○軽度の超過累進による超過所得の課税制度を採用し、中小企業の負担を軽減し、資本蓄積に資せしめられたい。

○農林漁業協同組合並びに同連合会には非課税対象とされたい。

○法人所有の山林については、造林積立金勘定を設けしめ非課税とされたい。

○事業年度の六カ月を超え法人が前事業年度の法人税を基準とした予定申告をする場合、前事業年度の期間分を記載した決算書類等を添附することとなつてゐるが、前事業年度に異動がない場合は従前に納税者に煩雜と手数をかけるばかりであつて実益がないから決算書類の添附を廃止されたい。

○相続税に関する改正意見

○農耕地の生前処分は事実上禁止されているのみならず農家の子弟は永年被相続人と共に農業用資産の造成、維持、管理に當つて来たのであり、不労遇免の所得ではないのであつて、農業用財産については専従者控除の基礎控除を認められたい。

○利用役期令以下の立木は相続税の課税対象から除外されたい。

○資産再評価税に関する改正意見

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

○所得税無資格者の任意申告

告の個人再評価額については課税取消の方法を講ぜられたい。

(例) 法人の有する山林の再評価は伐採又は譲渡の際行うよう改正されたい。

(例) 物品税に関する改正意見
○本年六月第一種物品税の小売課税制度が設けられたが、同一の形態及び用途をもつ物品であつても、小売課税制が適用される高級品と目されるものが有利となり、生産者課税を受ける実用品的なものに不利となつてゐるものがあり、改正の趣旨と逆現象が現われているので政令を改正されたい。例えば煙管について第一種の銀製のものの課税最低限は七百円であり、真鍮製のものは二百円であるが、銀製のものは六百九十円位で出来るものが多く、真鍮製のものは普通品でも二百円を超過するものが多い。又、ライターについても銀製のものと、銀製以外のライターについて同様の結果が現われており極めて不合理である。
○清涼飲料についてはその製造は従前の如く免許制とし納税保全措置を法文化されたい。
○高級織物に對して消費税

を課する場合は低率課税とされたい。(呉服業者)
(例) 酒税に関する改正意見
○税率の引下げが強く要望されているが、従前の米酒交換制度を復活された

即ち、例えば米一斗供出者に対し四升の清酒を無償交付することとし、米一斗の価格千円とすれば清酒一升二百五十円となり、約二十万石程度認可すれば密造撲滅には最善の策であると説明されている。結局農村における密造の本質的原因は密造酒は無償であることにあり、税率を如何に引下げても密造への誘惑は断ち難いので、米酒交換制は時宜に適した最善の策であるとされている。

○酒造米は早期配給を希望するが、少くとも酒母仕込用として前年割当実績の二乃至三割程度を内渡しされ遅くとも十一月中旬までは全量配給されたい。
○清酒の現行税率は高率に過ぎ他の酒類との均衡を失っているから是正されたい。
○清酒に對して特別税率(濁酒と同率程度)を設定されたい。
○二十度焼酎の税率は、密造対策としての効果を顯

著ならしめるため、特に引下げられたい。
○合成酒と密造酒との価格差は大体百十円見当であり、合成酒は甘藷等を原料とする点において食糧政策的にも時宜を得てゐるので、一升百円の値下げを実現せしめられたい。

(例) 酒類の需給関係から、清酒第二級(小売四百八十五円)と合成清酒第一級(小売四百九十五円)を對比すると、嗜好の關係と価格の構成上からその消費の量的關係において殆んど合成清酒第一級の存在が無意味な状況となつてゐる。清酒原料米の増石が望まれないとすれば、雑原料をもつてアルコールを生産し、三倍増醸による清酒第二級の増産を図り、合成清酒第一級の生産を規制し、併せて酒価の引下げを図られたい。

(例) その他
○増税法律の施行によつて手持品課税等を生ずる場合は、公布と施行との間に一定の周知期間を設定されたい。

(例) 地方税との関連問題に関する要望意見
(例) 事業税の決定に当り、所得税と別個の調査が行われているが、決定額に相異を

生じ、極めて不合理であるから調査の一元化を図られたい。

(例) 事業税についても青色申告制度を設けられたい。
(例) 贈与によるみなし所得は市民税の課税対象とされているが名目所得に過ぎないので軽減措置を考慮されたい。

(例) 青森市の如き戦災地においては、固定資産税と相続税の評價額に甚しく相異なる場合があるので(固定資産税が高い)調整を図られたい。

(例) 県庁所在地には徴収課税を置き四課制とされたい。
(例) 過課納金の還付は予算に拘束されることなく速かに実現し得るよう措置を講ぜられたい。

(例) 納税貯蓄組合の助成交付金を増額せしめられたい。
(例) 納税貯蓄組合の取扱金融機関を蔵入代理店に指定せられたい。

(例) 集団密造取締強化のため法制的に警察官の協力等について警備上の措置を講ぜられたい。
(例) 集団密造取締従事者に対し、危険手当の支給制度を確立されたい。
(例) 定員の増加について格別考慮されたい。
(例) 職員宿舎は極めて不備であり、宿舎の建設について

特に配慮されたい。
(例) 徴税費(旅費、通信費、会議費)の増額を図られたい。
(例) 老朽庁舎(塩釜、相馬の両署は特に甚しい)の整備について格別に配慮されたい。

(例) 税法は少くとも商業高等学校においては正課として編入されたい。

三、金融状況
(例) 一般概況
東北経済の特殊性については前述した通りであるが、原始産業就中農業が産業構造上絶対的とも言える位置を占める故に農業経済の上昇下降は商業金融等にも影響を及ぼす。更に米作農家が多いために米作の豊凶如何は東北経済の消長を左右することとなり、所謂東北経済の脆弱性の根因をなしてゐる。即ち、例年信連の預金が九月に資金相場急落のピークとなり、その後供米代金支払期を迎えるに従い資金が漸次潤沢となり、十二月末には農業手形が殆んど決済される事例をみても容易に理解されるところであり、この季節的な資金量の周波が一般商業金融等にも強力に作用するのである。

昨年は豊作の結果、好況が期待されたものではあるが、一般企業界はむしろ国家的な貿易不振、朝鮮動乱の休戦、長期に及ぶ本予算の不成立という外的要因に強く作用されて、業況は概して不振裡に推移し、商況も亦

えず、剩之季節的現象もあつて、景況は停滞しているといわれている。

(一) 預金及び貯蓄の状況

預金の推移状況をみると、各金融機関の趨勢は、一般的に年初来増勢が鈍化し、特に普通銀行は頭打ちの傾向をみせ、増加率は三%に止まつてゐる。又、相互銀行及び信用金庫は夫々相対的に良く一六%の増加率を示している。しかし農協は年初に比して六六%と減少しており上半期における季節的な資金需要の旺盛さを物語つてゐる。

以上の如く預金の増加率は鈍化の傾向にあるがその要因として次の如き特殊事情の影響も見逃し難い。即ち、西九州の災害によつて、同地方に対する中央商社の決済が延期されたことが当地方にいわ寄せられて、従来に比してその取立てが厳格となり且つ現金決済を強要される傾向にあること。又、例年は平衡交付金の早期交付による預金増加要因があつたが、本年は漸定予算が続いたため財政資金の撤布が順調を欠いたこと等が預金の伸びを阻害していると考えられる。

地方の事情の一例として青森財務部管内における預金趨勢をみると、年初以来、供米代金の還流、林檎の順調なる出荷、水産物の順調なる出荷に加え、四月には公金預金としての県市町村への平衡交付金、資金運用部資金の大口流入、財政つなぎ資金、林檎集荷資金の順調な還流

があり、反面資金需要は政局不安定による先行き見通し難もあつて停滞気味となり、各金融機関の預金は可成りの伸びをみせた。しかし五月以降は預金増勢は鈍化し、反面當農資金の需要期に入り更に一般市況が夏枯れ状態となつたため日銀の借入れは六月まではなかつたものが、七月末約一億五千万円、八月は五億二千万円と増加したと説明されている。

貯蓄目標の達成率について、一応目標額の明示された青森県の場合をみると、銀行は二三・二%（目標額三十億）、農協は全くの引出し（同二億六千万円）、相互銀行は二三・八%（同七億八千万円）、信用金庫は三〇・五%（同三億八千万円）、郵便局は二三・八%（同十五億四千万円）、生命保険その他は二〇・一%（同三億四千万円）、合計一七・三%（同六十三億円）となつてゐる。特に目立つことは郵便局が銀行について預金吸収の上で大きなウエイトをもつてゐることである。

又、貯蓄増進運動として特記すべきものに、岩手組合開発貯蓄がある。岩手県は昨年総合開発計画の実施に当り、その側面的促進策として資金調達の一助のために貯蓄推進委員会が中心となり、一般貯蓄目標以外に別枠の貯蓄運動を展開されてゐる。二十七年度は一般貯蓄目標額五十二億円の他に、総合開発貯蓄目標額五億円を設定したが、その達成率は二一・〇%（十

四億四千万円）を示し、二十八年度は更に目標額を十億円に倍増し、熾烈な貯蓄推進運動が展開されてゐることである。

(二) 貸出の状況

以上の如き預金の趨勢に対して金融機関等の貸出状況は表示する通りであつて、預金に対する比率は本年七月末残高で銀行九〇%、相互銀行九六%、信用金庫八二%となつており、農協は、本年一月二四%（最低）であつたものが逐月上昇し七月末には一〇四%となり當農資金等の旺盛なる需要を表明してオーバーローンとなつてゐる。

計	金中工商		組協農		庫金用信		行銀互相		行銀	
	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金
比出金	比出金	比出金	比出金	比出金	比出金	比出金	比出金	比出金	比出金	比出金
七、六〇	一、八七	三〇、四四	四、八七	二、九三	六、〇二	一、六六	八、七六	六、八四	六、八四	八、三三
七、六〇	一、八七	三〇、四四	四、八七	二、九三	六、〇二	一、六六	八、七六	六、八四	六、八四	八、三三
三、三三	一、六六	三、三三	一、〇四	一、〇四	三、三三	一、六六	八、七六	六、八四	六、八四	八、三三
三、三三	一、六六	三、三三	一、〇四	一、〇四	三、三三	一、六六	八、七六	六、八四	六、八四	八、三三

商工中金の比率は、同金庫の資金源が債券、政府預託金、日銀借入金に主に依存しているの、当然の結果ではあらうが、同金庫の当面の課題として、資金コストの引下げが要望されている際でもあり、協同組合の預金取扱いを認めて、系統的に同金庫の資金源を預金に依存するよう改正すべきであるといわれている。

次に、銀行、相互銀行、信用金庫の業種別貸出状況をみると、卸売業及び小売業が四四%、製造業は二九%を占めて圧倒的に多い。しかしながら全国の業種別貸出をみると、卸売業及び小売業が二七%、製造業が五〇・八%という比率がみられ、東北の場合とは全く逆の構成がみられるのである。

本年度特に注目されることは、本予算の成立が遅延したために地方公共団体に対する貸付が増加した点である。岩手県のみにも八月末現在で昨年の四・二倍（一億七千万円）を示している。これは申すまでもなく、暫定予算が七月末まで続いたため、政府資金（資金運用部、簡保）の融資枠が九州方面水害の応急資金に充用され、そのいわ寄せが金融機関に及んでいるためである。

又、特に本年の凶作の反響を受けて、供米代金還流の不円滑、農手決済問題等幾多の困難が予測され、年末及び徴税期における金融は相当に窮迫するのではないかと懼れられている状況である。

(三) 中小企業金融の事情

(1) 銀行、相互銀行、信用金庫の貸出状況

産業構成について述べた如く、東北における企業は大部分が中小企業である。就中、零細企業の概念に入る従業員四人以下の事業所の数が極めて大きな存在を示している。従つて東北における金融は概ね中小企業金融であるとも言ひ得るのである。厳密な分別ではないが、一件当り三百万円以下の貸出しを中小企業分として本年六月末の残高についてみると、次表の通り、普通銀行が四七・一%、相互銀行が九四・四%、信用金庫が八六・九%という比率を占めてゐる。

貸出	総額		以下貸出	比率
	普通銀行	相互銀行	信用金庫	信用金庫
三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三

金融機関別に業種別貸出構成をみると、銀行は製造業が三七%、卸売業及び小売業が三八%、相互銀行は前者が一七%、後者が四五%、信用金庫は前者が二〇%、後者五〇%となつており、總じて商業資金の需要供給が強く又これらは相互銀行、信用金庫を多く利用しており、それぞれ各金融機関の性格を反映している。

一件当り貸出額について秋田県の場合にみると、相互銀行は、一件当り五〇万円以下が六七％、信用金庫は一件当り三〇万円が七八％を占めてゐる。又期間別にみると二カ月のものが相互銀行五一％、信用金庫六四％を占めてゐる。即ち、短期、小口の商業資金の貸出しが多い点が指摘される。

(2) 日本開発銀行の中小事業貸付状況

同行の仙台事務所調によると、八月末累計は百二十八件、約四億四千万円が融資されており、生活必需品関係が圧倒的に多く、百三件、約三億円を占めてゐる。

(3) 商工中金の貸出状況

青森支所の実績についてみると、貸出は食糧品、繊維、化学工業等の製造業が多く、約六割を占め、卸売業及び小売業が三割を占めてゐる。使途別にみると設備資金が一割以下であつて、これは戦災地中小企業として運転資金に逼迫して設備資金に手の廻らない状況を深刻に物語るものであると説明されてゐる。

商工中金の当面の課題は資金コストの低い多量の資金を如何に調達するかに懸つてゐる。即ち債券、政府預託金、日銀借入金に主として依存している現状から脱却して、低コストの且つ多量の資金を獲得するためには、その源泉を

預金に求める必要が充分考慮されるべきであるといわれてゐる。

(4) 国民金融公庫の貸出状況

国民金融公庫の貸出しは、七月末六県合計で、普通小口貸付は一万八千件、十一億六千万円、更正資金貸付は二万八千件、二億七千万円、旧小口貸付は八百件、二千万円、遺族債担保貸付は二千件、八千六百万円、母子家庭貸付は五百件、二千万円等となつてゐる。特に盛岡支所（本年三月開所）及び青森支所の貸出状況は極めて活潑である。盛岡支所の本年三月の貸出実績は、件数において六倍（二千件）、金額において十一倍（一億一千二百万円）を示し、普通貸付分のみを抽出してみても、件数は十五倍（五百件）、金額で実に二十七倍（八千九百万円）の実績があげられ、又青森支所の貸出状況も極めて良好に伸びてゐる。以上の実績から勘考しても中小企業が国民金融公庫から資金面で多大の恩恵を享受してゐる点が首肯される。特に公庫に対する認識が深まるに従ひ、利用状況も繁忙となると考えられるのであつて、同公庫の資金量の増大が早急に考慮される必要がある。

(5) 中小企業信用保険制度の利用状況

岩手県における本年八月末の利用状況をみると、付保状

況は総計五十三件、七千五百万円のうち、銀行の利用率が最も高く、四十件、六千四百万円を示し、青森県においては、これと逆に商工中金が一三・五％、銀行は僅か〇・〇％という低率となつてゐる。概して、相互銀行、信用金庫の付保状況が不振であるが、これは自己資金保全のため、被保険貸出に當つて融資対象を厳選し過ぎることに原因すると説明されてゐる。

(6) 信用保証協会の保証状況

信用保証協会の保証限度額に対する保証の現在額は能代が最高で六三％、岩手、福島、秋田、青森等が概ね五〇％前後を示し、代位弁済件数は秋田が皆無となつてゐる。保証協会当面の課題としては、信用保証協会の施行に伴う組織変更について、従前の会員出資等の処理について、若干の問題が残されてゐるようである。

(7) 農林中金の貸出状況

農林中金の貸出状況を秋田支所の実績に徴すると、七月末の貸出は約十三億円で三月末の三倍に飛躍してゐる。その内、農業に対しては九五％が貸出されており、その九三％が運転資金である。

青森県においては、単位農協が濫立し、経営能力が極めて低位である上に、政治的対立関係が横たつて、金融面における体制はまだ確立されてい

ない。このために単位農協の貯金は言う迄もなく、信連段階の貯金も全県最低レベルにある。のみならず単作地帯特有の端境期における資金需要は巨額に達し、到底単位農協又は信連自体の自己資金で賄ふことはできない。以上の事情のために青森支所は全く貸出窓口化してゐる。試みに、二十七年年度の預金貸出平均残高をみると、預金平均残高は一億八千九百万円であるのに對し、貸出平均残高は十億三千万円（ピークは十七億円）という実情であり、又四十億円に垂んとする主食代金支払業務を担当するので、資金操作は殆んど本所よりの同金と農業手形担保による日銀借入金によつて賄はれてゐる実態である。

金融機関類似行為及び不正金融業の実情
株主相互金融会社等は、隣接する関東財務局管内等より、二十一社、約二百三十店舗（二八、三、三一調査）が進出しており、その自由奔放な営業状態は、当局受理の貸金業者を刺激し、最近この種業者に転向するものが増加する傾向にあると謂はれる。これら業者の実態は極めて把握し難いのであつて、岩手県下では三十五社、八十九店舗、青森県下では二十社、七十四店舗、秋田県下では二十九社、百二十八店舗と謂はれ、吸収資金は岩手県下で約十億、青森県下

で約六億、秋田県下では十億乃至十五億とみられてゐる。前述の如く、これら業者の大部分は、関東財務局管内より進出して来たものであつて、東北財務局で受理した業者のうちでは九社（資本金一千五百万円乃至二千八百万円）六十三店舗が判明してゐるのみである。なお九社以外に遊金利殖を標榜してゐるものが二社あるが、これは預り金の禁止規定に違反した類似銀行とみられる。

株主相互金融業者の業務方法は、表面的には大同小異であるが、融資を受けてない株主に対して、予め表示しておいた「買戻予定価格」で買戻す形式をとり、実質的には優待金或は利息支払の効果を挙げている仕組のものもある。又、中央においては比較的優良会社という風評のある会社も、地方においては必ずしもその通りとはいへないようである。

これが弊害としては、高率配当による巨額の資金引揚げで、正規金融機関の健全発展を阻害してゐることは申すまでもないが、特に農業協同組合、信用金庫、信用協同組合等一般庶民及び中小企業対象の金融機関の弱体に喰ひ入り一大障害となつてゐる。又吸収資金は貸出によつて一部還元してゐるが、大部分は中央への集中であり、従つて預金源の疲弊、又は高金利による正常金利体系の攪乱、及び債務者の金利の過重負担による企業

等の破綻等大きな悪影響が指摘されている。

東北財務当局の説明によると、正規の業務方法による貸金業者は、預り金の禁止規定の潜脱を目的として考案された所謂株主相互金融業者を何故黙認するかと当局に迫り、又地元業者に金融関係法規違反の事実がある場合注意すると、何故中央から進出した業者を放任して地元業者のみを取締るかとして中央業者の違反事実を列挙する始末であつて、取締りは極めて困難であると云われている。盛岡財務部の説明によると、最近被害事例が表面化し、不正行為等が報道されるので稍々沈滞化の傾向にあるのではないかと謂われているが、又、供米代金、葉煙草賠償金等を用途に、農村方面において活発化するのではないかと憂慮されている。

以上の実情であつて、これら業者を保護育成すべきであるという如き意見は全く無く、強力な取締力について、早急に法制化されたいとの要望が熾烈に馳せられたのである。

(4) 要望事項

(1) 銀行等金融機関に関する要望事項

(1) 日本銀行盛岡事務所を支店に昇格せしめられたい。

(2) 地方銀行の東京支店開設を認可されたい。

(3) 相互銀行の内国他店為替の認可基準は、資金量に拘泥せず(例えば三十五億

と云う如き)、営業内容を十分に勘案されたい。

(2) 預金特別備金制度は、内部留保を充実し、将来の経済変動に対処せしめる見地から、早急に具体案を決定し実施されたい。

(3) 割増金附定期預金に対する一〇%の課税は廃止されたい。(秋田銀行の如きは割増金附定期預金は、定期預金の八〇%を占めている。)

(2) 中小企業金融に関する要望事項

(1) 政府指定預金について

○中小企業金融困難の原因である信用力不足の補強策として信用保険、信用保証の面が増強されても、結局、専門的金融機関の資金量の不足を補填しなければ問題解消とはならないので、特に政府資金の預託額を増加されたい。

○夏季から端境期にかけては、営業資金の需要が旺盛となるため金融機関の手許資金が逼迫するので政府資金の預託は同時期に大幅に実施されたい。

○政府預託金の引揚げについて、本年度はインフレ要因としての懸念から早期引揚げが図られているが、供米代金の還流以前の引揚げは金融機関の資金操作上障碍となるの

で、地方の実情に即して引揚時期を決定されたい。

(2) 中小企業金融公庫について

中小企業金融公庫に対する地方の期待は極めて大であり、地方に営業所を設置するとともに、政府出資を可及的増加し、利用を容易にせしめられたい。

(3) 商工中金について

資金コストの引下げを図ることが刻下の急務であり、そのためには預金源に大幅に依存することが妥当と考えられるので、傘下単位組合について預金取扱制度を考慮されたい。

(4) 国民金融公庫について

○先般貸出金利引下げが実施されたが、借入側としては、金利引下げよりも、貸出の迅速化を希望するものであり、このため現在の機構人員を増加すべきであり、金利引下げによる減収分は機構人員の拡充強化に充当した方が実効的である。

○遺族国債の枠が僅少であるので増額されたい。

(5) 中小企業信用保険制度について

○信用保証協会の保証貸出については全額付保されたい。

○政府の損害補填率を引上げ、保証協会負担の保険

料率を引下げられたい。

(6) 農林中金について

本年の凶作のため、来年度の営業資金の需要は相当多額となることが予想されるが、まず今年の借入分の返済と農手の決済等が先決問題である。供米代金で返済出来なければ、共済金による返済が当然なされる。

しかし共済金の支払は例年によると二月から三月となるので本年は特に年内に繰上げて支給されるよう特に考慮されたい。

概ね以上の諸点が業界等からの要望の主な事項であるが、なお、類似金融機関又は不正金融機関に対しては、その取締措置について、至急法制化されたいとの強力な要望が随所において聴取されたので特に附記する。

(3) 財務行政運営上の要望意見

(1) 財務部の地位確保及び強化について

財務部は大蔵省の出先機関として、徴税を除く一切の財務行政を担当して、その業務は、予算使用状況の調査、会計の監査、予算編成上必要な地方的基礎資料の調査、金融機関の業務及び財産の検査及び監督、公務員共済組合の監査及び指導、資金運用部資金の運用及び経理、国民貯蓄の指導奨励、国有財産の管理処分等極めて多岐に亘り、地方

的な重要任務を担当している。

しかるに偶々行政機構改革等に際しては、動もするとその存廃が議題とされるが、財務部の業務内容も逐年充実し、地方の財政・金融の監督官庁としてその存在価値も不動となりつつある現在、業務の円滑且つ敏速な処理を図るために機構及び権限等を一層強化せしめるよう格別に考慮されたい。

(2) 会計監査官(仮称)制度の設置について

会計法第四十六条に基づく監査はますますその効果を現わしつつあるが、この際金融検査官と同様に、監査事務に対する権威と責任の明確化を目的として会計監査官(仮称)制度を設置されたい。

(3) 補助金申請に対し財務部に第一次査定を行わしめること。

会計法第四十六条に基づく補助金執行状況監査の実績に鑑み、現地事情に精通している財務部に、補助申請時点において第一次査定を行わしめ、水まじし申請を防止して主計局予算編成に資するよう図られたい。

(4) 資金運用部資金への一元化について

簡保積立金の郵政省分離運用実施に伴い、当初予想

された如く、市町村財政の健全化の阻害、事務処理の滞滞等に欠陥が露呈され、地方公共団体側から早くも一元化の復活要望が出されているので早急に資金運用部資金へ一元化されたい。

(4) 自治庁の起債許可制度を撤廃されたい。

地方自治法第二百五十条は「普通地方公共団体は第二百二十七条の借入金を除く外地方債を起し並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間政令の定めるところにより自治庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければならない」とあり、この規定は暫定的なものであるから、全国市町村のかねてからの興望を応え至急撤廃すべきである。

以上が財務部等からの財務行政上の主要意見である。
以上、御報告いたします。

北海道班議員派遣報告書

北海道班は大矢次郎、委員長青柳秀夫委員で構成し、北海道財務局、札幌国税局及び函館税関管下北海道各地において租税、金融問題並びに關稅行政について調査することとなつていたのでありますが、青柳秀夫君には止むを得ない所用の為、残念ながら御参加戴けませんでした。

以下調査の結果について御報告いたします。

一、一般経済概況

北海道の経済は原始産業を基盤とし、特需の影響も殆どないところから本州方面の景気の動向には比較的鈍感であり、又景気の動向の波及がやや遅れてくる傾向に在るが、朝鮮動乱ブームの正常化の影響は昨年三月―九月の頃より逐次表面化して来ている。他方、昨年の炭労ストから更に本年に入つての石炭業界の不振、暫定予算の実施等加わるに及んで、部分的には好調の部門もあるが、全体として景気は下降の線を辿つてい

る。しかしながら北海道に於ては、特需産業が殆どない關係から本州方面に見られるような大企業の不渡手形等の問題は起らず、弱小企業の発行した手形の不渡が漸増の傾向に在る程度に止つており、この点では本州方面に比べて平穩に推移していると言ひ得よう。

主要産業別概況

(1) 電力、石炭 電力に就いては、十一月の電力ストにより連日一五―二〇%の出力減を示したが、一月末には大口消費工場の使用制限を除き漸次好転、その後出水率も増加し安定を見てゐる。石炭に就いては、事業不振の筆頭は石炭であり、昨年十月に始つて炭労ストにより十二月末の道内貯炭高は突入前の四〇%程度に減少したが、本年七月末事態は逆転し戦後の最高記録を示

した。四月に入り出炭抑制を図るとともに、人員整理等企業整備の段階に入り不況は深刻化しつつある。

(2) 鉱工業 石炭を除き、比較的大企業に属する産業はやや良好の部に属するが、北海道に根拠を有する数多くの工場は上記の大企業と異り、動乱ブーム調整過程としての不況の影響を真向に受けており、何れも不振の状況に在り、北海道の工業は不振といわざるを得ない。

(3) 農業 昨年は豊作に恵まれ、特に米穀に付いては価格引上、早場米奨励金増額もあつて好況を呈し本年一月末一七七万石、達成率一六・九%等全体的に見て農業関係は好況である。が本年の秋は過般の水害等により、到底昨年度の成績は期待できないもの

と思われる。

(4) 水産業 概ね前年実績を下廻る状況であつたが、一般に漁獲の増調と養殖手控による漁業経営者数の減少、物価の保合に基づく生鮮費の横這い等を考慮すれば一般的には最近の漁業家の経済は若干好転している模様である。しかし地域的に豊凶の差甚しく殊に道南漁村地帯は全く疲弊のどん底にある。

(5) 林業 立木代金は前年に比してかなりの安値を示していたが、二月頃製材市場の好況により伐採進捗し、立木の安値入手と市価の昂騰によつて、一昨年の高値原木手当による出血を全く挽回した業者もある。これに反し製材工業は本市市況の不振に追随し不振を極め、北九州方面水害復旧材需要による影響も輸送距

離、道材の割高により直接影響なく不振である。しかし最近本市市況の強調と、本予算成立に伴う官庁新規工事発注等好材料によりやや生色を取戻している。

(6) 商業 極めて好調であり、勤労階級の高賃金農村の余裕増加等に起因する消費景気的好調によることは全国と歩調を一にしている。

二、金融問題について

I、金融一般情勢 全国的な一般金融情勢に対比して、北海道の金融情勢の示している特殊傾向を取り上げて見ると、日銀券の増加が全国の趨勢を上廻ること、これと逆行して預金、貸出の増加が全国のそれを下廻るという事実が見出される。まず日銀券の趨勢を見ると第一表の如くである。

第一表 日銀券増減調

(増減額の単位は百万円 増減率は%△は減)

全 道	増減額	増減率	二七年一二月末		二八年一月		二八年二月		二八年三月	
			増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
北 海 道	△五、三九	△五、一五	△五、一五	△五、一五	△五、一五	△五、一五	△五、一五	△五、一五	△五、一五	△五、一五
全 国	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七	△六、六七
二八年四月	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三
増減額	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三
増減率	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三	△一、七三
二八年五月	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六
増減額	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六
増減率	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六	△一、六六
二八年六月	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
増減額	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
増減率	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
二八年七月	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
増減額	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
増減率	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
二八年七月末	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
増減額	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六
増減率	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六	△一、三六

北海道の日銀券発行要因は、主として政府資金の対民間収支、日銀貸出の増減である。

和二十七年とを比較すると、その開発要因に於て相当の変化のあることが看取される。即ち

二十六年中は日銀営業送金為替、銀行為替が、それぞれ二六二億四、二四四億四計五〇六億と多額の流入超となり、日銀貸出も一〇億円の増となつてゐるが、二十七年に於ては、為替流入超は三八七億に激減し、日銀貸出は供米代金流入の好調による農林中金の借入返済と、市中金融機関資金緩和を反映して逆に還収要因として現れた為、発行要因総額に於て約一二三億円の減少を見た。これに対応して還収要因についても例年の如く政府資金は引揚超過となつてゐるが、二十六年に比べる

時は同年中の三八三億円を遙かに下廻つた為、発行要因総額に於ける減少をカバーしてあまりある結果となつた。これによつて二十七年以降に於いては日銀券の増発の傾向は道内資金の流入減少を埋める程に、政府資金の揚超が減少して来ているという事実に係ることが指摘される。

実施に伴う公共事業費の支出等が大きく影響しているものと思われる。公社予託金の増加も著しかったがこれは国鉄の支払進捗に基くものである。以上昨年来の傾向として北海道において、特に日銀券増発の要因が顯著となつており、本年においては暫定予算の關係上、この傾向は一時停滞しているが、本予算の実施と相まつて同様の傾向に向うものと思われ

引受に當り、国家的見地から充分調査し、地方財政全般に對し調整を行う様にせられたい。

(2) 財務局關係では

(a) 石炭手当について

六、五〇〇カローの石炭三、六屯分支給、(b) 石炭手当の非課税、(c) 石炭手当支給後の転入職員についても何らかの支給等の措置を講ぜられたい。

(b) 財務局の機構について

行政改革に際しては廃止、縮小等より、むしろ中共より大幅に権限の移譲を受け迅速に事務処理を行い、地方公共団体や地方官民の利便を図るようになされたい。

歩合が全国歩合より少いものは法人税、相続税、富裕税のみでその他は札幌管内の方が良好であり、平穩、順調に推移していると言ひ得る。

以下主要税目別に徴収状況を

(1) 申告所得税は徴収決定額二〇九、二〇〇万円、収入歩合二四・一％であり、全国収入歩合一九・七％に對し札幌管内が四・四％多く。(以下同じ札幌管内を指す。)

(2) 源泉所得税は徴収決定額二五三、一〇〇万円に對し、収入歩合一九五、七〇〇万円、収入歩合七七・三％であり、全国収入歩合六八・七％に對し八・六％多く。

(3) 法人税は徴収決定額一六八、〇〇〇万円、収入歩合八三・一〇〇万円、収入歩合四九・五％であり、全国収入歩合六二・一％に對し二二・六％少く。

(4) 相続税は徴収決定額一三、五〇〇万円、収入歩合一、三〇〇万円、収入歩合九・六％であり、全国収入歩合二・〇％に對し一・〇・四％少く。

(5) 富裕税は徴収決定額三、〇〇〇万円、収入歩合一、〇〇〇万円、収入歩合三三・三％であり、全国収入歩合三六・五％に對し三・二％少く。

(6) 再評価税は法人分徴収決定額一七、二〇〇万円、収入歩合一四、四〇〇万円、収入

第二表 預金残高

(カッコは長期信用銀行分を含む)(単位百万円)

道内所在銀行	二七年三月	二七年六月	二七月一二月	二八年一月
全 国	六、六六六 一、五五五 一〇〇	六、一七六 一、五五五 一〇五	六、一七六 一、五五五 一〇五	六、一七六 一、五五五 一〇五
二八年二月	二八年三月	二八年四月	二八年五月	二八年六月
(八〇、〇〇〇)(二六、九) 七、三三三 二、五五五 一、三三三	(八一、七〇〇)(三三、六) 八、〇九九 二、三三三 一、三三三	(八一、七〇〇)(三三、七) 八、〇三三 二、三三三 一、三三三	(七八、五〇〇)(三六、六) 七、九六六 二、三三三 一、五五五	(七九、二〇〇)(三六、七) 七、五五五 二、一六六 一、三三三

結論的によつて来る特殊事情を述べれば。

北海道日銀券残高の本年七月末における残高の全国残高に占める割合は一三％と成り、漸次その比率を高めてつあり、これを道民所得の国民所得に占める割合に比するときは著しく高水準にあるものと言ひ得る。しこ

く、北海道の経済が原始産業を基礎としてゐるために。

に浴さず、反つて原料等の昂騰に悩まれ、プーム調整による不況に際しては真向からその影響を受けるという事を物語つてゐる。

II 金融に關する要項事項

(1) 地方公共団体關係では

現在の地方債許可制度は地方自治の本質に反し、起債団体の借入事務を複雑化してゐるので、地方債許可制度を廃止し、資金運用部が地方債の

と逆行している事実は冒頭北海道の一般経済概況に述べた如

(B) 動乱プームに際しては一部大企業を除いてはその恩恵

に浴さず、反つて原料等の昂騰に悩まれ、プーム調整による不況に際しては真向からその影響を受けるという事を物語つてゐる。

三、租税問題について

I 租税徴収一般状況

札幌国税局管内に於ける租税収入状況は昭和二十八年度(六月末現在)徴収決定額八四六、〇〇〇万円、収入歩合五〇・四、三〇〇万円、収入歩合五九・四％であり、全国合計に於ける租税収入状況は徴収決定額二二、〇一四、〇〇〇万円、収入歩合一三、六二六、四〇〇万円、収入歩合一・九％であり。

全国合計に於ける租税収入状況と比較し、額は比較的少であるが、全般的に他の国税局管内と比較し、札幌管内に於て収入

歩合が全国歩合より少いものは法人税、相続税、富裕税のみでその他は札幌管内の方が良好であり、平穩、順調に推移していると言ひ得る。

以下主要税目別に徴収状況を

(1) 申告所得税は徴収決定額二〇九、二〇〇万円、収入歩合二四・一％であり、全国収入歩合一九・七％に對し札幌管内が四・四％多く。(以下同じ札幌管内を指す。)

(2) 源泉所得税は徴収決定額二五三、一〇〇万円に對し、収入歩合一九五、七〇〇万円、収入歩合七七・三％であり、全国収入歩合六八・七％に對し八・六％多く。

(3) 法人税は徴収決定額一六八、〇〇〇万円、収入歩合八三・一〇〇万円、収入歩合四九・五％であり、全国収入歩合六二・一％に對し二二・六％少く。

(4) 相続税は徴収決定額一三、五〇〇万円、収入歩合一、三〇〇万円、収入歩合九・六％であり、全国収入歩合二・〇％に對し一・〇・四％少く。

(5) 富裕税は徴収決定額三、〇〇〇万円、収入歩合一、〇〇〇万円、収入歩合三三・三％であり、全国収入歩合三六・五％に對し三・二％少く。

(6) 再評価税は法人分徴収決定額一七、二〇〇万円、収入歩合一四、四〇〇万円、収入

- 歩合八三・七％であり、全国収入歩合八三・三％に対し〇・四％多く、個人分徴収決定額七、三〇〇万円、収入歩合一、三〇〇万円、収入歩合一七・八％であり、全国収入歩合一五・一％に対し二・七％多く。
- (7) 酒税は徴収決定額一三九、五〇〇万円、収入歩合一三八、一〇〇万円、収入歩合九九％であり、全国収入歩合九〇・三％に対し八・七％多く。
- (8) 砂糖消費税は徴収決定額四八、〇〇〇万円、収入歩合四、七〇〇万円、収入歩合九七・九％であり、全国収入歩合八五・七％に対し一一・二％多く。
- (9) 物品税は徴収決定額二六、〇〇〇万円、収入歩合一二、〇〇〇万円、収入歩合四六・二％であり、全国収入歩合四五・二％に対し一％多いのである。
- 以上述べ来た如く、他の諸税は全国に比して、良好であるが法人、相続、富裕の三税が比較的に少なく、その原因に就いて考へるに、税自体が財政金融即ち経済の動向による所得と表裏を成すものであり、相続、富裕両税の源泉は法人を主とする企業であり、又法人税は勿論企業経営ひいては経済一般が根元となつてゐると考えられ、第一、一般経済概況、第二、金融問題について、の項に於て北海道の

特殊性を強調したのであるが、同じく租税徴収の面に於ても同様傾向による結果を生じてゐるものと言ひ得る。

即ち重複の感がするので簡単に記述すれば、北海道の経済は原始産業を基盤とし特需の影響も殆んどなく、動乱ブームに際会するも北海道に根拠を有する企業はその恩恵に浴さず反つて原料高に悩まれ、現在ブーム調整に際しその影響多大不振を極めてゐる現状であり、故に企業不振により法人税が悪く、又相関連する相続、富裕の両税の不振と相成る原因を有するものである。

II 租税に関する要項事項

- (1) 所得税関係では
- (ア) 寒冷地域における特別費用を課税所得の計算上、特別控除金として三万円程度控除する制度を設けること。
- (イ) 青色申告者については専従者控除等の規定を廃し、總所得金額の二〇％又は二〇万円を限度とする額の特則控除制度を設けること。
- (ウ) 漁業及び農、林、水産物加工業者について七月予定申告の特例を設け、十一月予定申告によることができることとする。
- (エ) 変動所得の平均課税方法を、三年間の変動所得の平均金額により課税することにより改めること。
- (オ) 勤労控除額を二五％に引

上ること等であり。

(2) 法人税関係では

(ア) 法人であつて取引につき全々記帳のないものは、商法では法人に記帳義務を負わしてゐる点から見て、個人として課税できることとする。

(イ) 誠実な申告納税と資本蓄積を図るため、所得金額のうち留保所得割合に応じ、三〇％以内の損益調整準備金の損金算入を認めること等であり。

(3) 間税関係では

(ア) 所得、法人税の減収分見返りとして、高級織物に対する消費税課税を復活すること。

以上税制並びに税務行政運営上の要項が有りまし

四、関税行政問題について

I 税関行政一般状況

(1) 貿易の概況 貿易額は戦後逐年増加しているが、昨年及び本年上半期(一月―七月)の実績は次の通りである。昭和二十七年中、輸出一、三七三、五五〇万円、輸入二、二三四、三六二万円、計三、六〇七、九一三万円。昭和二十八年輸出五九四、五〇〇万円、輸入八五六、四二二万円、計一、四五〇、九二二万円。本年上半期における輸出品の主なものは鉄鋼材、木材、硫酸アンモン、スルメ及び魚介類、ベニヤ板であり、輸入

品の主なるものは石炭、鉄鉱石、米、及び麦、硫酸加里、燐礦石である。

(2) 租税収入概況 昭和二十七年中及び本年上半期(一月―七月)の租税収入実績は次の通りである。

第三表 租税収入実績調 (単位円)

区分	昭和二十七年	昭和二十八年
酒税	一、二五、六〇〇	七五、四〇〇
砂糖消費税	九八、九〇〇	一九四、八〇〇
揮発油税	六三、三三三	三三、三三三
物品税	三、四〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
関税	七、〇八、〇〇〇	七、二一、〇〇〇
屯税	一〇、三六、〇〇〇	六、三三、〇〇〇
骨ばい税	三〇〇	五五〇
計	八五、四三三、八六六	二四三、三三三、八六六

戦後、函館税関管内の輸入貨物の大宗が食糧、塩、鉄鉱石、石炭、燐礦石等の無免税品該当品で占められてゐるので、租税収入としては多くを期待することはでき難い。関税収入においては外国自動車輸入が激増したことにより、本年に入つてからは七月迄すでに四、九九二万円の関税額を挙げ、昨年中の実績額を超える成績を示してゐる。又揮発油税については函館、小樽、室蘭、青森の各港所在の保税工場からの取引が活発に行われたことにより三九、〇〇〇万円の高額を挙げ、租税収入全体の約七、五割を示してゐる。

物品税についてはその殆んどが外国自動車輸入に対するものであり、本年七月迄に既に四、六〇〇万円を挙げ、昨年同期に比し十倍以上の増加となつてゐる。屯税収入に就いては、管内各港出入船舶隻数の増加により、昨年実績の六割に達してゐる。

(3) 密貿易取締状況 本年七月迄の犯則検査実績は密輸出、検査件数一件、物件価額一八六、〇〇〇円、犯人人数三名。密輸入、件数一件、物件価額一〇九、〇〇〇円、犯人人数一名であるが、一昨年及び本年四月には八戸港において、韓国人による韓国向密輸出事件が發生し、又本年七月には青森港において小型漁船による樺太向医療器材及びバビットメタルの密輸出嫌疑事件が發生する等。戦後密貿易事件が地理的の辺境並びに警戒取締の稀薄な地点を選んで漸次北上する傾向にあるので、函館税関においてもこれに備へ極力取締方策を講じつつある。

函館税関管内における特殊地域として根室、釧路及び稚内地区に於ては依然としてソ連監視船による本邦漁船の逮捕事件が絶えず、本年七月現在逮捕隻数二隻を数へてゐる。又稚内方面においては樺太を目前に控えて彼我が交通も容易であり、特に諜報的、思想的背景をもつ事犯の發生する危険性を多分に蔵

し、警戒されているものであるが、目下新聞紙上に報ぜられてゐるソ連内火艇た捕事件はその証左として注目されるものである。函館税関としては樺太向密輸出嫌疑事件が稚内港から回航したところを青森港で検挙されている事例に徴し、叙上の密航事犯に附随し、当然密貿易の発生することと予測に難くないので今後一層の警戒を要するものがある。

更に最近、全国的な問題と思われるが函館税関管内に於ても特例法関係事犯である。昨年講和条約発効後は、日米行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例法関係事犯が道内駐留軍基地を中心とする周辺都市において多発の傾向を示し、昨年中検挙したものの四件、本年に入り七月迄に検挙したものの七件に及んでおり、この種事犯は跡を絶たないものと認められるが、何分当該物件が比較的軽量であつて、しかも入手運搬、隠匿が容易であり、加えて取締範囲も広汎にわたるので、これが取締については極めて困難な実情にある。

以上函館税関管内の特殊地域性として種々の問題を生ずるのであるが、警察、海上保安部、検察庁等取締機関と密輸出入対策審議会等を通じて、相互に連絡を密にして、事前情報交換、事件検挙の際における調査、連絡並びに税関

に対する引継等について相互協力し万全を期してゐることであつたが猶一層の努力を望むものである。

II 税関行政に関する要項事項

港灣行政機構の整備について港灣に關係する行政機関は税関をはじめとして海運局、海上保安本部等十指に剩り、しかもその所管事務は互に關連錯綜するものがあり、行政の重複と國費の浪費民間業者の不便等好ましくならざる状況で港灣の綜合的機能發揮に對する著しい障害となつてゐるので、これを整備せられたい。

との要望が有りました。
以上御報告申し上げます。

十月三十一日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案
二、昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案

第一条

政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十八年年度において、一般会計から百三十億円を限り、この会計の農業勘定に繰

り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二項を次のように改める。

2 政府は、前項の大蔵省預金部特別会計への繰入金については、後日、同会計（同会計の資産及び負債が資金運用部特別会計に歸属した後は、資金運用部特別会計）から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

3 政府は、第一項の農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

3

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二項を次のように改める。

政府は、前項の繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

4

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律（昭和二十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二項中「予算の定めるところにより、」を削る。

昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案

昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律

1

政府は、昭和二十八年年度において、昭和二十八年六月及び七月の大洪水によりすみやかにその復旧を行う必要を生じた特別損害（特別損害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号）第二条第二項に規定する特別損害をいう。）に係る同法第二十七條の規定による交付金の支払財源に充てるため、同法第二十三條第三項の規定にかかわらず、特別損害復旧特別会計の負担において、資金運用部から一億二千万円を限り、借入金をすることができ。

2

特別損害復旧特別会計法（昭和二十五年法律第七十一号）第三条の規定にかかわらず、前項の規定による借入金は、特別損害復旧特別会計の歳入とし、その借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

3

第一項の規定による借入金の借入及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行う。

4

政府は、第一項の規定による借入金については、後日、特別損害復旧特別会計から、その償還金及び利子に相当する金額を、同債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十一月十九日印刷

昭和二十八年十一月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局